

**俱知安町**  
**第7期障がい福祉計画・**  
**第3期障がい児福祉計画**  
**(令和6年度～令和8年度)**



**令和6年3月**  
**俱知安町**



# も く じ

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の対象者.....	3
5 北海道計画における圏域設定.....	3
6 計画の策定体制.....	4
7 障がいをめぐる制度改正等の状況.....	6
第2章 障がい者等の状況.....	8
1 障がい者等の現状.....	8
2 障がい者を取り巻く環境.....	17
3 アンケート調査結果.....	20
第3章 前期計画の実施状況.....	38
1 令和5年度における数値目標の達成状況.....	38
2 障害福祉サービス等の提供実績.....	41
3 障害児支援サービスの提供実績.....	47
第4章 計画の基本的な方向.....	48
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念.....	48
2 基本的な方向等.....	48
3 成果目標.....	51
第5章 サービスの見込量等.....	54
1 指定障害福祉サービス・児童福祉法に基づくサービスの体系.....	54
2 障害福祉サービスの内容と見込量.....	56
3 地域生活支援事業.....	58
4 児童福祉法に基づくサービスの内容と見込量.....	59
5 サービス提供の考え方.....	60
第6章 計画の推進に向けて.....	61
1 適切な障害支援区分認定の実施.....	61
2 低所得者に配慮した利用者負担の仕組みと軽減措置.....	62
3 計画の推進体制.....	62
資料編.....	65
倶知安町障害者施策推進協議会条例.....	65
倶知安町障害者施策推進委員会委員.....	67
策定経過.....	68

#### 「障がい」のひらがな表記について

この計画では、「障がい者」等の「がい」の字の表記について、字のマイナス印象に配慮するとともに、障がい者等の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法令で定められた用語や固有名詞、医学・学術用語等はこれまでどおり「害」の字を使用しますので、本文中では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、わが国の障がい者施策は障がいや難病等の多様化、複雑化により、大きく変化しています。平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。

また、令和3年4月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。

加えて、令和4年12月10日に成立し、令和6年4月1日に施行される障害者総合支援法等の改正では、障害者等の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上が掲げられています。

令和5年3月に策定された国の「第5次障害者基本計画」では、基本的方向における社会情勢の変化として、「2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承」、「新型コロナウイルス感染症拡大とその対応」、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）」等が盛り込まれています。

本町においては、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「誰もが共に地域で自分らしく安心して生活できる福祉のまちをめざして」を基本理念として、「第3次俱知安町障がい者計画」に基づき、令和3年3月に「俱知安町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

このたび、同計画の策定期間が終了することに伴い、これまでの取り組みに加えて国の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、本町のさらなる障がい者施策の推進のため、「俱知安町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



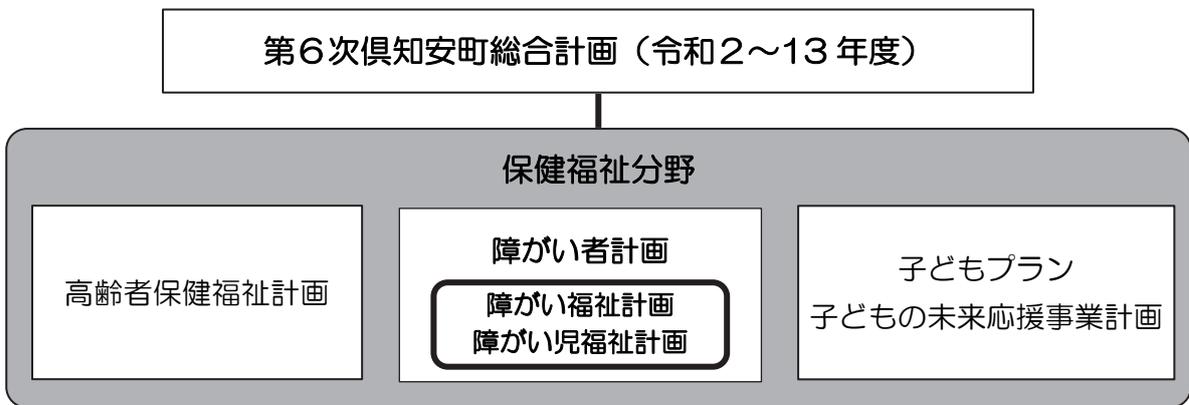
## 2 計画の位置付け

本計画は、障がいのある人のためのサービス提供体制の計画的な整備を推進する実施計画と位置付け、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。

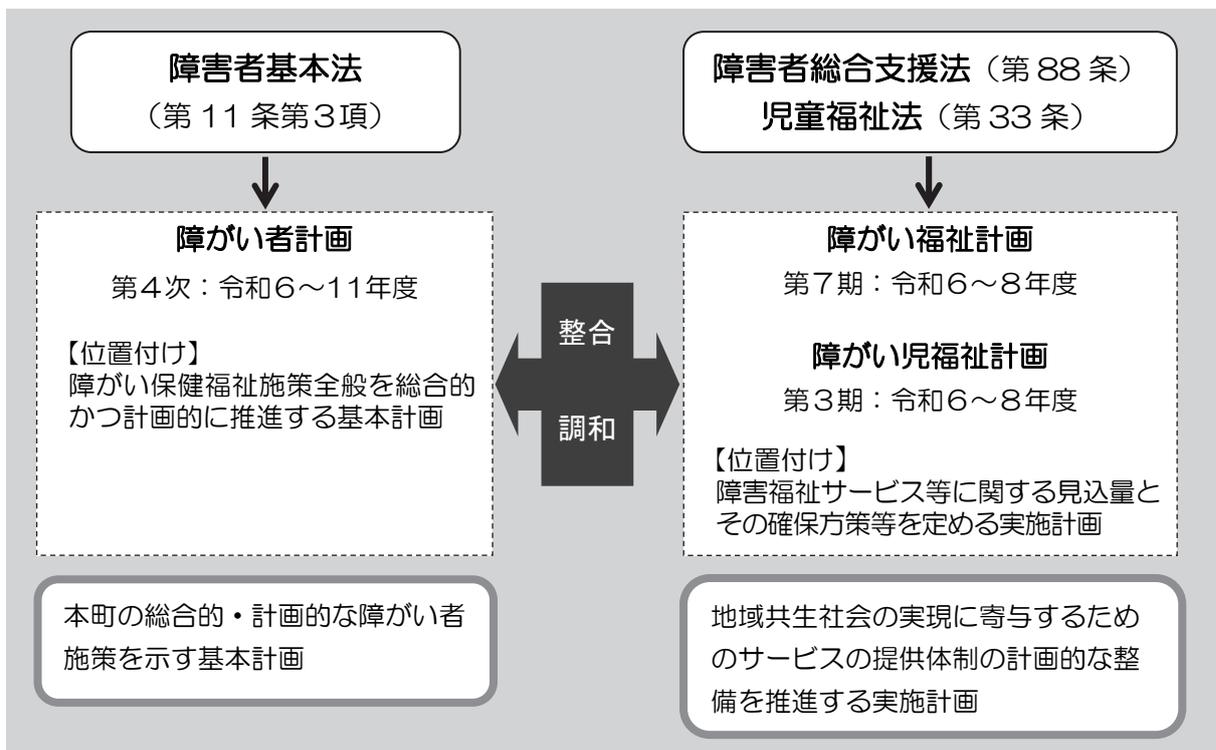
本計画は、「第6次俱知安町総合計画」を最上位計画とし、本町における障害福祉サービスの見込量とサービス提供体制の確保の方策等について定めるものです。

なお、計画策定にあたっては、障がい者施策に関する基本的な計画である「第4次障がい者計画」の基本方針を継承するとともに、関連する保健福祉分野の計画との整合性と調和に配慮します。

### ■障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置付け



### ■障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係



### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中において法制度の改正やその他社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

■「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の対象期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障がい者計画		第3次障がい者計画					第4次障がい者計画					
障がい福祉計画	第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画		第8期 障がい福祉計画				
障がい児福祉計画	第1期 障がい児福祉計画		第2期 障がい児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画		第4期 障がい児福祉計画				

### 4 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

### 5 北海道計画における圏域設定

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

保健・福祉サービスの提供体制は、これら3つの圏域（市町村圏域、広域圏域、全道域）の機能分担のもとで、重層的なネットワークを構築することが必要です。

道では、このうち、広域的に利用されるサービスの提供体制を整備するため、複数の市町村からなる圏域を「障がい保健福祉圏域」として設定しています。

なお、この圏域は、新・北海道保健医療福祉計画における第二次保健医療福祉圏域と同様、本道を21に区分しています。

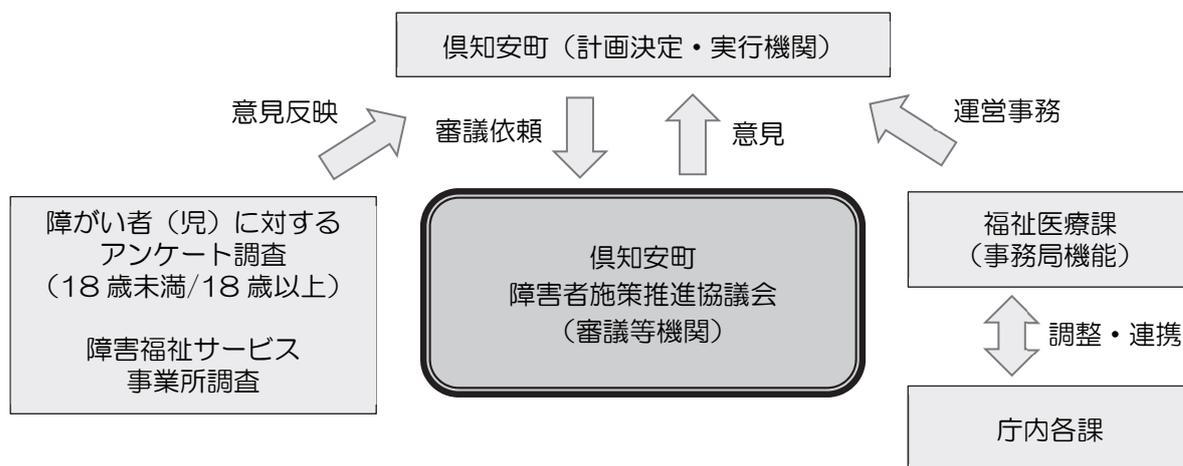
本町は、後志総合振興局管内の市町村で構成される「後志障がい保健福祉圏域」に位置付けられています。

## 6 計画の策定体制

### (1) 俱知安町障害者施策推進協議会の設置

本計画の策定においては、俱知安町障害者施策推進協議会で計画書の審議を行うとともに、主管課である福祉医療課のほか、庁内関係課との密接な連携を図りながら策定を行います。

#### ■ 計画策定体制



## (2) アンケート調査の実施

障がいのある人の実態及びニーズの把握、障害福祉サービスの利用状況等を把握するため、障がいのある人及び障がいのある子どもの保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

併せて、町内で障害福祉サービスを提供している事業所を対象に、事業所の現状と課題及び町への要望事項等について把握するためのアンケートを実施しました。

### ■ アンケート調査の概要

	障がい者 アンケート調査	障がい児 アンケート調査	障害福祉サービス 事業所調査
対象者	町内に在住で18歳以上の障害者手帳所持者及び精神通院医療受給者	町内に在住で18歳未満の障害者手帳所持者または障害児福祉サービス利用者の保護者	町内で障害福祉サービスを提供している事業所
調査時期	令和5年8月		令和5年10月～11月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）		メールによる 配布・回収
配布数	706票	81票	14票
有効回収数	264票	35票	14票
有効回収率	37.4%	43.2%	100.0%

### ■ 障がい者アンケート調査の障がい種類別の回収結果

障がい種類	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手 帳所持者及び 精神通院医療受給者
配布数	480票	50票	176票
有効回収数	177票	18票	77票
有効回収率	36.9%	36.0%	43.8%

※重複障がいの方がいるため、有効回収数の合計は全体の有効回収数と一致しません

## 7 障がいをめぐる制度改正等の状況

### (1) 近年の法改正の主な流れ

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障がいのある人のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組やサービスの拡充が進められてきました。

#### ■ 近年の法改正の主な流れ

年次	国の主な動き
平成18（2006）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法の施行</li> <li>・国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択</li> </ul>
平成19（2007）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約に署名</li> </ul>
平成20（2008）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約が発効</li> </ul>
平成21（2009）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者制度改革推進会議</li> </ul>
平成22（2010）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護士と厚生労働省が基本合意文書を取り交わし、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が成立</li> </ul>
平成23（2011）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法の改正</li> </ul>
平成24（2012）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正児童福祉法の施行</li> <li>・障害者虐待防止法の施行</li> </ul>
平成25（2013）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法の施行</li> <li>・障害者優先調達推進法の施行</li> </ul>
平成26（2014）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約の批准</li> <li>・障害者権利条約の締結、日本において発効</li> </ul>
平成27（2015）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病の患者に対する医療等に関する法律の施行</li> </ul>
平成28（2016）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の施行</li> <li>・障害者雇用促進法一部施行</li> </ul>
平成29（2017）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・介護職員の処遇改善（報酬改定）</li> </ul>
平成30（2018）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正</li> <li>・障害者雇用促進法の改正</li> <li>・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行</li> </ul>
令和元（2019）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者活躍推進プランの公表</li> <li>・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行</li> </ul>
令和2（2020）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行</li> </ul>
令和3（2021）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行</li> <li>・医療的ケア児支援法の施行</li> </ul>
令和4（2022）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正児童福祉法の可決</li> <li>・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の可決</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の可決</li> </ul>

## (2)障害者総合支援法等の改正概要

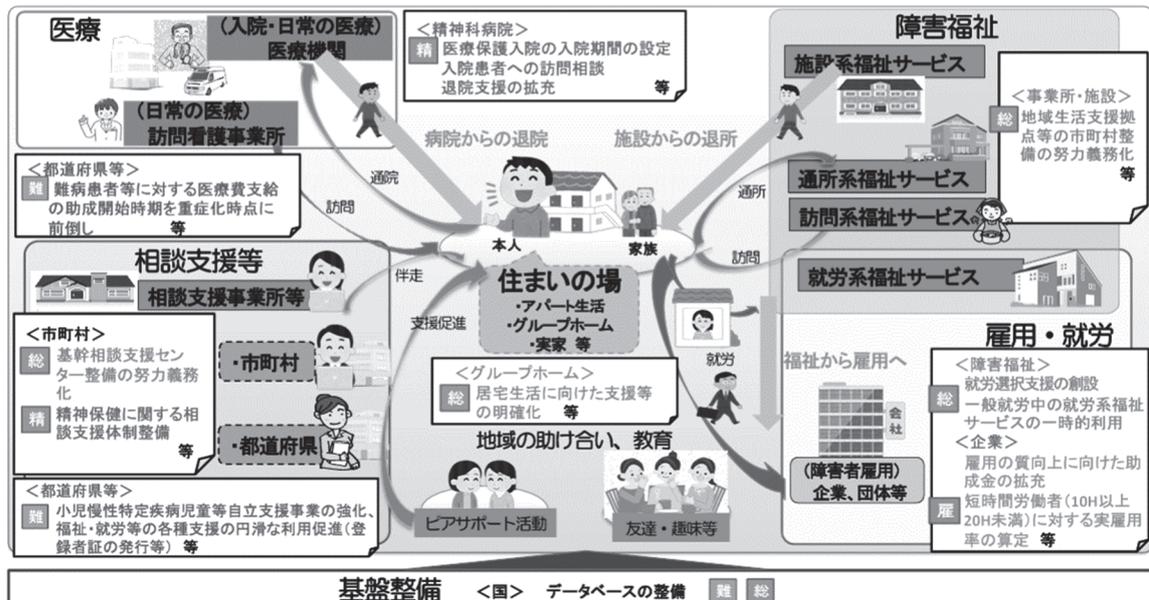
国は、障がいのある人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指しています。令和6年4月1日から施行される障害者総合支援法等の改正により、障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組が進められることとなります。

### 障害者総合支援法等の改正概要

障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、以下の取組を推進します。

- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実  
(障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係)
- ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上  
(障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係)
- ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備  
(難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係)

### ■障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）



[出典]厚生労働省資料

# 第2章 障がい者等の状況

## 1 障がい者等の現状

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成30年の859人から減少傾向が続いており、令和5年は767人となっています。

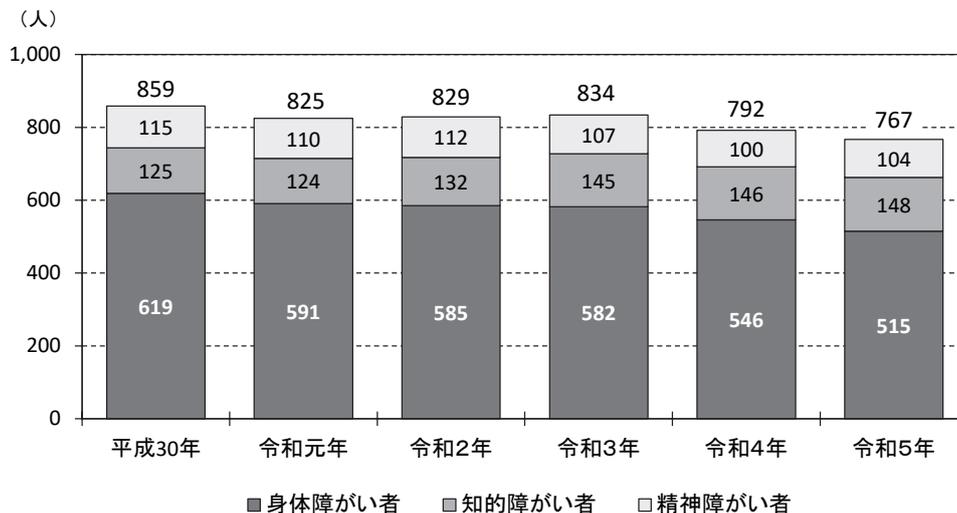
障がい種類別の推移をみると、身体障がい者は平成30年から減少傾向が続いていますが、知的障がい者は令和2年から増加傾向、精神障がい者は平成30年からおおむね横ばいに推移しています。

#### ■障がい者等の推移

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	859	825	829	834	792	767
身体障がい者	619	591	585	582	546	515
18歳未満	7	8	9	8	9	9
18歳以上	612	583	576	574	537	506
知的障がい者	125	124	132	145	146	148
18歳未満	24	24	29	30	29	31
18～64歳	83	84	86	98	100	99
65歳以上	18	16	17	17	17	18
精神障がい者	115	110	112	107	100	104
18～64歳	93	88	73	82	75	78
65歳以上	22	22	39	25	25	26

※各年4月1日現在  
[出典] 俱知安町福祉医療課



## (2)身体障がい者の状況

### ①部位別の推移

身体障害者手帳所持者数を部位別で見ると、肢体不自由が約60%で大きな割合を占めています。

部位別の人数はおおむね減少傾向となっていますが、内部障がいは平成30年から横ばいに推移しています。

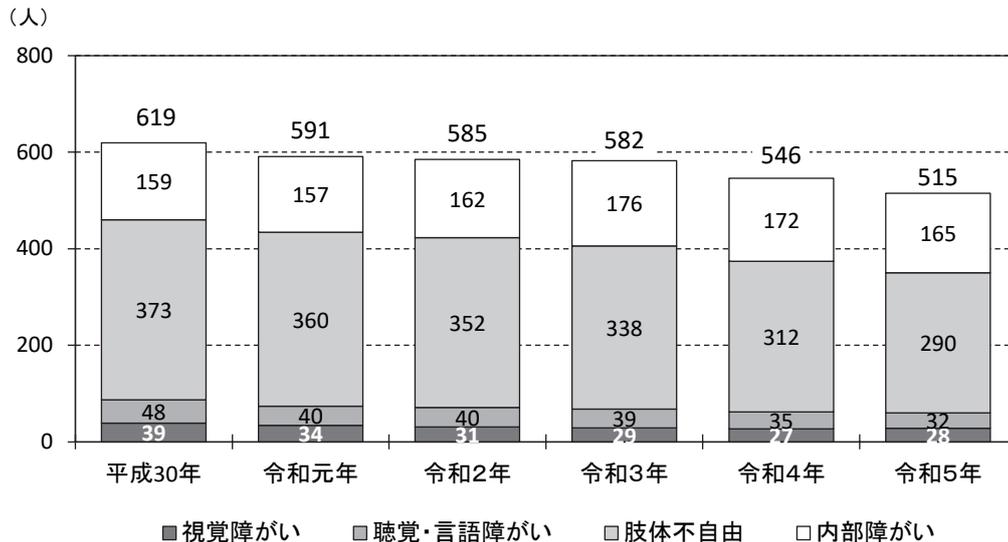
#### ■身体障害者手帳所持者（部位別）の推移

(単位：人、カッコ内は全体に占める構成比)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
視覚障がい	39 (6.3)	34 (5.8)	31 (5.3)	29 (5.0)	27 (4.9)	28 (5.4)
聴覚・ 言語障がい	48 (7.8)	40 (6.8)	40 (6.8)	39 (6.7)	35 (6.4)	32 (6.2)
肢体不自由	373 (60.3)	360 (60.9)	352 (60.2)	338 (58.1)	312 (57.1)	290 (56.3)
内部障がい	159 (25.7)	157 (26.6)	162 (27.7)	176 (30.2)	172 (31.5)	165 (32.0)
総 数	619 (100.0)	591 (100.0)	585 (100.0)	582 (100.0)	546 (100.0)	515 (100.0)

※各年4月1日現在

[出典] 倶知安町福祉医療課



## ②等級別の推移

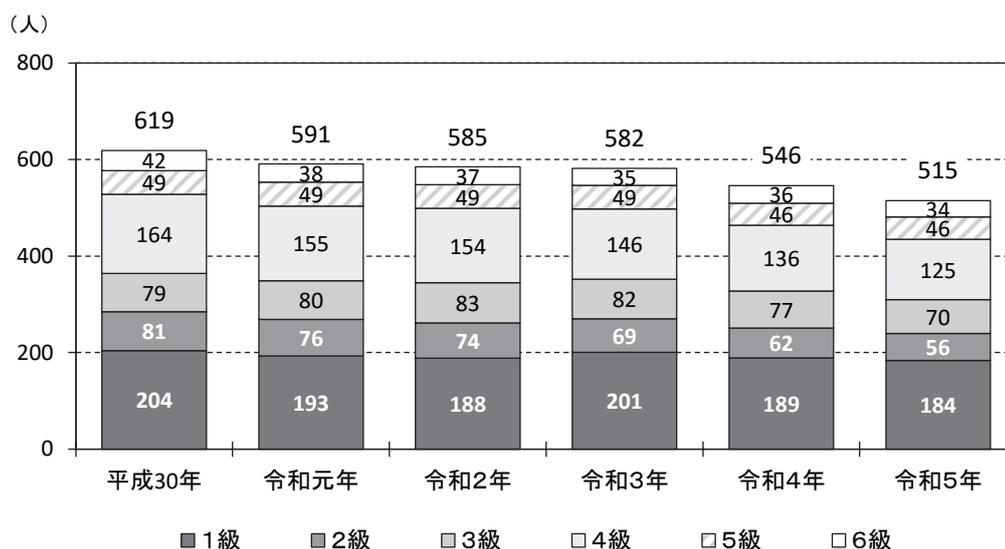
身体障害者手帳所持者数を等級別で見ると、「1級」が最も多く、令和5年は184人で全体の35.7%を占めています。

### ■身体障害者手帳所持者（等級別）の推移

(単位：人、カッコ内は全体に占める構成比)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	204 (32.9)	193 (32.7)	188 (32.2)	201 (34.5)	189 (34.6)	184 (35.7)
2級	81 (13.1)	76 (12.9)	74 (12.6)	69 (11.9)	62 (11.4)	56 (10.9)
3級	79 (12.8)	80 (13.5)	83 (14.2)	82 (14.1)	77 (14.1)	70 (13.6)
4級	164 (26.5)	155 (26.2)	154 (26.3)	146 (25.1)	136 (24.9)	125 (24.3)
5級	49 (7.9)	49 (8.3)	49 (8.4)	49 (8.4)	46 (8.4)	46 (8.9)
6級	42 (6.8)	38 (6.4)	37 (6.3)	35 (6.0)	36 (6.6)	34 (6.6)
総数	619 (100.0)	591 (100.0)	585 (100.0)	582 (100.0)	546 (100.0)	515 (100.0)

※各年4月1日現在  
[出典] 俱知安町福祉医療課



### (3)知的障がい者の状況

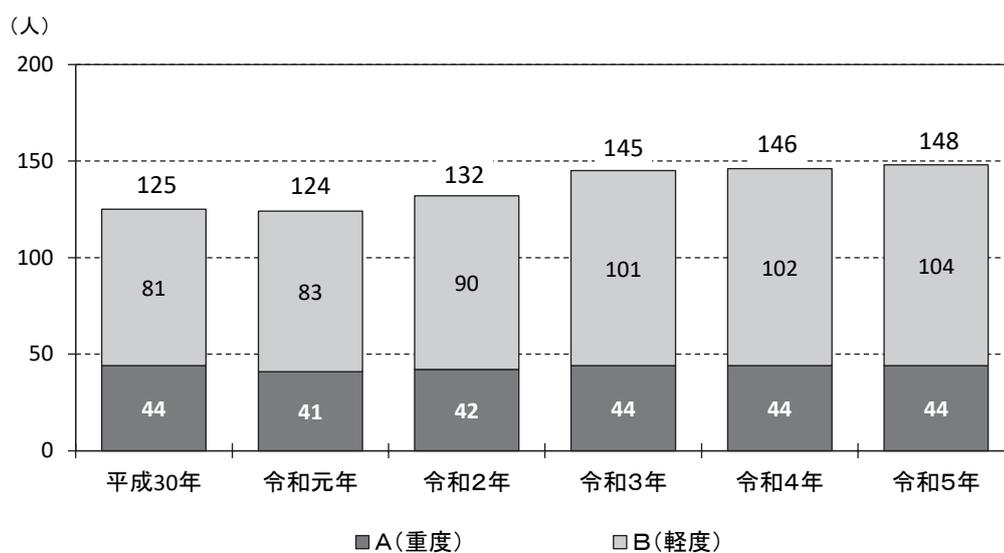
療育手帳所持者を程度別で見ると、A（重度）はおおむね横ばいに推移していますが、B（軽度）は平成30年から増加しており、令和5年は104人となっています。

#### ■療育手帳所持者（程度別）の推移

（単位：人、カッコ内は全体に占める構成比）

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
A（重度）	44 (35.2)	41 (33.1)	42 (31.8)	44 (30.3)	44 (30.1)	44 (29.7)
B（軽度）	81 (64.8)	83 (66.9)	90 (68.2)	101 (69.7)	102 (69.9)	104 (70.3)
総 数	125 (100.0)	124 (100.0)	132 (100.0)	145 (100.0)	146 (100.0)	148 (100.0)

※各年4月1日現在  
[出典] 俱知安町福祉医療課



#### (4)精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び公的負担を受けている通院患者数は平成30年からおおむね横ばいに推移しています。

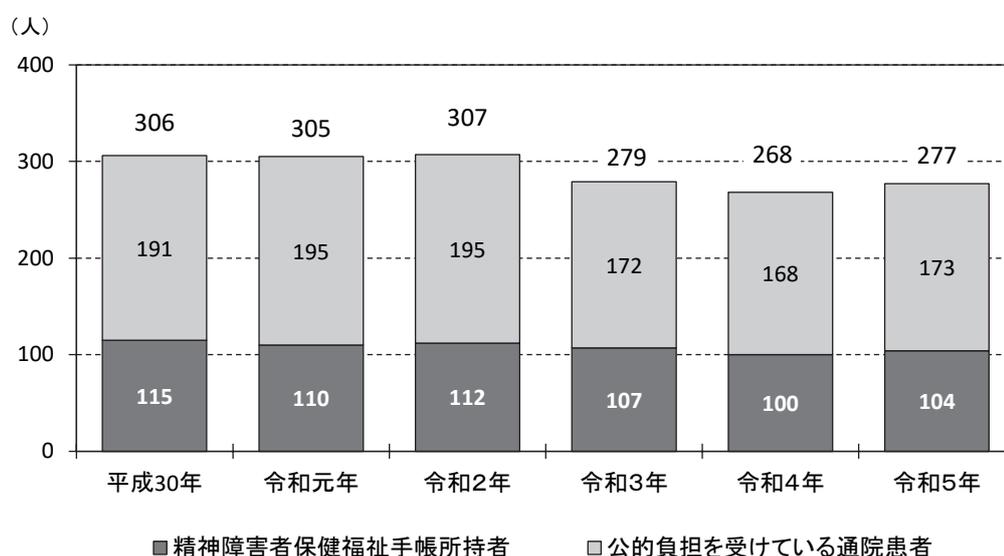
##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
精神障害者保健福祉手帳所持者	115	110	112	107	100	104
公的負担を受けている通院患者	191	195	195	172	168	173

※各年4月1日現在

[出典] 俱知安町福祉医療課



## (5)難病

難病とは、原因不明で治療方針が確立されておらず、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされており、平成25年4月から、障害者総合支援法で定める障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わりました。

なお、対象となる方は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず、必要と認められた支援が受けられます。

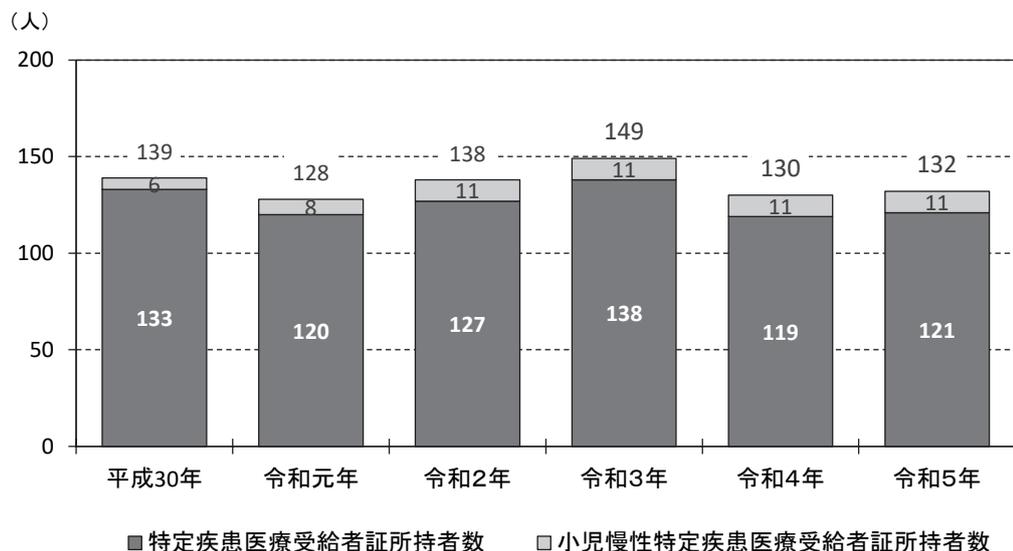
特定疾患医療受給者証所持者数は令和3年から減少傾向がみられ、小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数は令和2年の11人から令和5年まで横ばいに推移しています。

### ■特定疾患医療受給者証所持者数と小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定疾患医療受給者証所持者数	133	120	127	138	119	121
小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数	6	8	11	11	11	11

※各年4月1日現在  
[出典] 俱知安保健所



## (6)特別保育及び特別支援学級等の状況

特別支援学級等の状況は次のとおりです。

### ■特別支援学級・通級指導教室の学級数と児童生徒数の推移

(単位：箇所、人)

区 分		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小学校	施設数	5	5	5	5	5	5
	学級数	12	13	14	13 (2)	13 (4)	11 (4)
	児童数	23	31	30	33 (77)	33 (90)	32 (98)
中学校	施設数	1	1	1	1	1	1
	学級数	3	3	4	5 (0)	4 (0)	2 (0)
	生徒数	7	10	14	13 (0)	12 (4)	13 (11)

※各年5月1日現在

※カッコ内は通級指導教室の学級数と児童生徒数。巡回指導の場合は学級数に含めていない。

[出典] 倶知安町教育委員会

### ■倶知安町出身者 他市町村特別支援学校在籍者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小樽聾学校	0	0	0	0	0	0
北海道高等聾学校	0	0	0	0	0	0
余市養護学校	2	4	4	1	0	1
余市養護学校 しりべし学園分校	0	0	0	0	0	0
札幌養護学校	2	2	1	0	0	0
小樽高等支援学校	3	3	3	3	4	2
札幌視覚支援学校	1	1	1	0	0	0
札幌高等養護学校	0	0	0	1	1	0

※各年5月1日現在

[出典] 倶知安町教育委員会

### ■特別支援教育支援員の配置状況の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小 学 校	10	13	11	13	9	9
中 学 校	2	2	2	2	2	2

※各年5月1日現在

[出典] 倶知安町教育委員会

## (7)羊蹄山ろく相談支援センターの状況

羊蹄山ろく相談支援センターにおける相談支援や支援内容の状況は下記とおりです。

相談支援利用者の実人数は減少傾向にありますが、支援件数は増加傾向にあり、生活技術に関する支援の件数の伸びが顕著になっています。

### ■相談支援利用者等の推移（実人数）

（単位：人）

区 分		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
障 が い の あ る 人	身体障がい	14	11	10	10	9
	重症心身障がい	2	2	2	2	2
	知的障がい	30	25	26	25	23
	精神障がい	43	35	31	32	30
	発達障がい	4	3	3	2	2
	高次脳機能障がい	0	0	0	0	0
	その他	8	7	5	7	7
	小 計	101	83	77	78	73
障 が い の あ る 子 ど も	身体障がい	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	0	0	0	0	0
	知的障がい	6	2	5	3	2
	精神障がい	0	0	0	0	0
	発達障がい	15	13	11	11	10
	高次脳機能障がい	0	0	0	0	0
	その他	6	6	8	8	7
	小 計	27	21	24	22	19
合 計	128	104	101	100	92	

### ■支援方法の推移

（単位：件）

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
訪問	429	362	354	401	463
来所相談	50	31	44	22	45
同行	34	16	13	13	44
電話等相談	314	290	356	331	401
個別支援会議	106	105	105	91	118
関係機関	194	136	44	19	31
その他	0	0	0	0	0
合 計	1,127	940	916	877	1,102

■ 支援内容別支援件数の推移

(単位：件)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
福祉サービスの利用等に関する支援	835	725	775	736	673
障がいや病状の理解に関する支援	0	0	4	9	1
健康・医療に関する支援	177	92	120	148	264
不安の解消・情緒安定に関する支援	71	19	6	43	41
保育・教育に関する支援	10	2	11	7	16
家族関係・人間関係に関する支援	39	17	1	10	50
家計・経済に関する支援	29	9	7	30	62
生活技術に関する支援	117	150	132	238	327
就労に関する支援	40	41	92	109	73
社会参加・余暇活動に関する支援	40	43	4	10	4
権利擁護に関する支援	3	0	0	0	3
その他	59	84	17	28	62
合 計	1,420	1,182	1,169	1,368	1,576



## 2 障がい者を取り巻く環境

### (1) サービス事業者一覧表

#### ● 居宅サービス事業所

サービス内容	事業所名	備考
居宅介護	倶知安町社会福祉協議会	
居宅介護、移動支援、行動援護、同行援護、重度訪問介護	居宅サービスステーション あらた	令和5年10月末現在、行動援護、同行援護は休止中

#### ● 通所サービス事業所

サービス内容	事業所名	定員	備考
自立訓練（生活訓練）	ワークステーション輝	6	
就労継続支援B型	羊蹄セルブ	40	
	人と人をつなぐ 陽だまり	20	
	障がい者就労支援事業所 ワークショップようてい	20	
	ワークステーション輝	14	
	愛和の里きもべつ（メープル）	15	
児童発達支援	羊蹄山ろく発達支援センター とまと	10	
放課後等デイサービス	羊蹄山ろく発達支援センター とまと	10	
	児童ちゃれんじサポート さやえんどう	10	

#### ● 相談支援事業所

サービス内容	事業所名	備考
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	羊蹄山ろく相談支援センター	

#### ● 地域活動支援センター

サービス内容	事業所名	定員	備考
地域活動支援センター	地域活動支援センター「夢の匠」	10	

●グループホーム

事業所名	住居名	定員	備考
グループホームよろこび	グループホームここに（精神）	4	
	グループホームよろこび（精神）	6	
	グループホームまどか（精神）	4	
	グループホームえがお（精神）	4	
	グループホームしずく（精神）	4	
つくしホーム	そら・かぜ（共生型・身体・精神・知的）	10	
	ゆめ（身体・精神・知的）	5	
くら～す	あゆむ（知的）	4	
	のぞみ（知的）	4	
	北斗(知的)	6	

●福祉ホーム

サービス内容	事業所名	定数	備考
福祉ホーム	羊蹄	10	

●社会福祉生活支援施設ハウス

サービス内容	事業所名	定数	備考
社会福祉生活支援施設ハウス	「和」なごみ	2	職員配置の関係で現在は受け入れが難しい状況

**(2)当事者団体・ボランティア団体の活動状況**

倶知安町社会福祉協議会にボランティア登録している団体が15団体ありますが、そのうち、障がい者のために活動しているのは1団体です。

それぞれの会の目的に沿って活動していますが、倶知安町社会福祉大会には、多くのボランティア団体が参加してこのイベントを盛り上げています。

その他、当事者団体として地域活動支援センター「夢の匠」を会場に、後志地域の方を対象とした羊蹄断酒会が開催されています。

令和5年3月末現在、当事者団体及びボランティア団体の活動状況は次の表のとおりです。

団体名	主な活動内容
倶知安手話サークル	手話技術によるろうあ者世帯の援助活動 手話講習会開催によるろうあ者福祉活動
羊蹄断酒会	酒害に悩む方やその家族への支援活動

### (3) 公共施設のバリアフリー化

町内の公共施設におけるバリアフリー化の状況は次のとおりです。

#### ■ 公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	屋外			屋内			
	障がい者用 駐車場	スロープ (出入口)	手すり (外階段)	車椅子	障がい者 対応トイレ	エレベーター	手すり (内階段)
保健福祉会館	×	△	○	○	○	—	—
老人生きがいセンター	×	×	×	×	×	—	—
役場	○	—	—	○	○	○	○
倶知安斎場	○	—	—	×	○	—	—
雪んこ館	×	○	○	×	○	—	—
サンスポーツランド	×	○	×	×	○	—	—
後志労働福祉センター	×	○	×	×	×	×	○
中小企業センター	×	○	×	×	○	×	○
倶知安保育所ぬくぬく 子育て支援センター	○	—	—	×	○	—	—
北児童館	×	×	×	×	×	×	○
南児童館	×	×	×	×	×	×	○
発達支援センター	×	×	○	×	×	—	—
倶知安小学校	×	○	×	○	○	×	○
北陽小学校	○	○	×	×	○	○	○
東小学校	×	○	×	×	×	×	○
西小学校	×	×	×	×	×	×	○
西小樺山分校	×	×	×	×	×	—	—
倶知安中学校	○	○	○	○	○	○	○
学校給食センター	○	○	○	×	○	×	○
文化福祉センター	×	×	○	○	○	×	○
世代交流センター	×	×	×	×	×	×	○
絵本館	×	×	○	×	×	×	○
小川原脩記念美術館	○	—	—	○	○	—	—
倶知安風土館	○	○	○	○	○	△	○
総合体育館	×	×	×	○	○	×	○
ソフトボール球場管理棟	○	○	○	○	○	—	—
町営球場管理センター	×	×	×	×	×	—	—
パークゴルフ場管理棟	×	×	○	×	△	—	—
旧東陵中体育館	×	○	×	×	△	—	—

[凡例]○：障がい者対応、×：対応、△：一部対応ないし他の代替手段あり、—：施設・高低差なし  
※令和5年4月1日現在

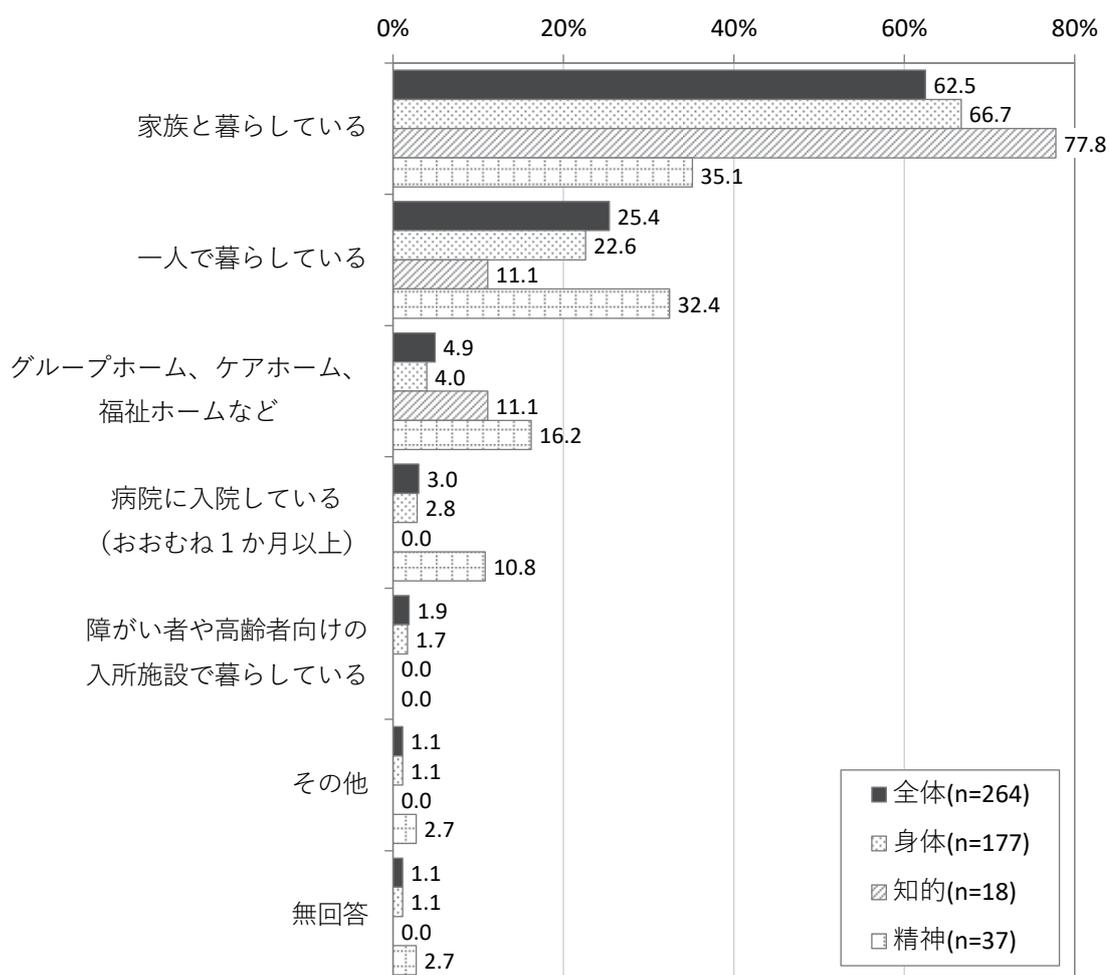
### 3 アンケート調査結果

#### (1) 障がい者アンケート調査の結果概要

##### ①現在の暮らしの状況

全体で見ると、「家族と暮らしている」が62.5%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」(25.4%)が続いています。

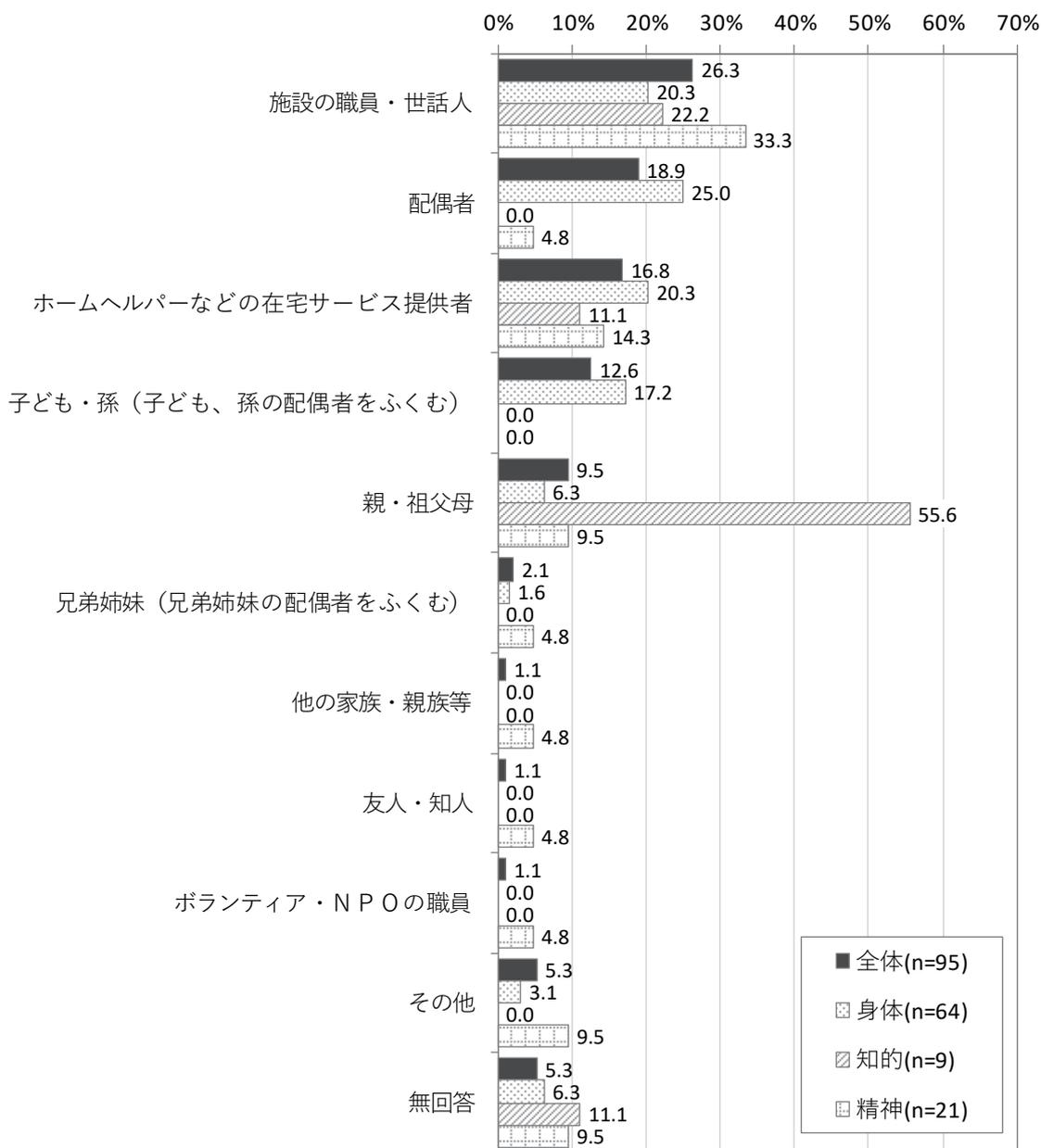
障がい種類別で見ると、身体障がい及び知的障がいは「家族と暮らしている」が65%を超え最も多く、精神障がいは「家族と暮らしている」「一人で暮らしている」がともに約35%となっています。



## ②主に介護・支援をしている人(介護や支援を受けている方のみ)

全体でみると、「施設の職員・世話人」が26.3%で最も多く、次いで「配偶者」(18.9%)、「ホームヘルパーなどの在宅サービス提供者」(16.8%)が続いています。

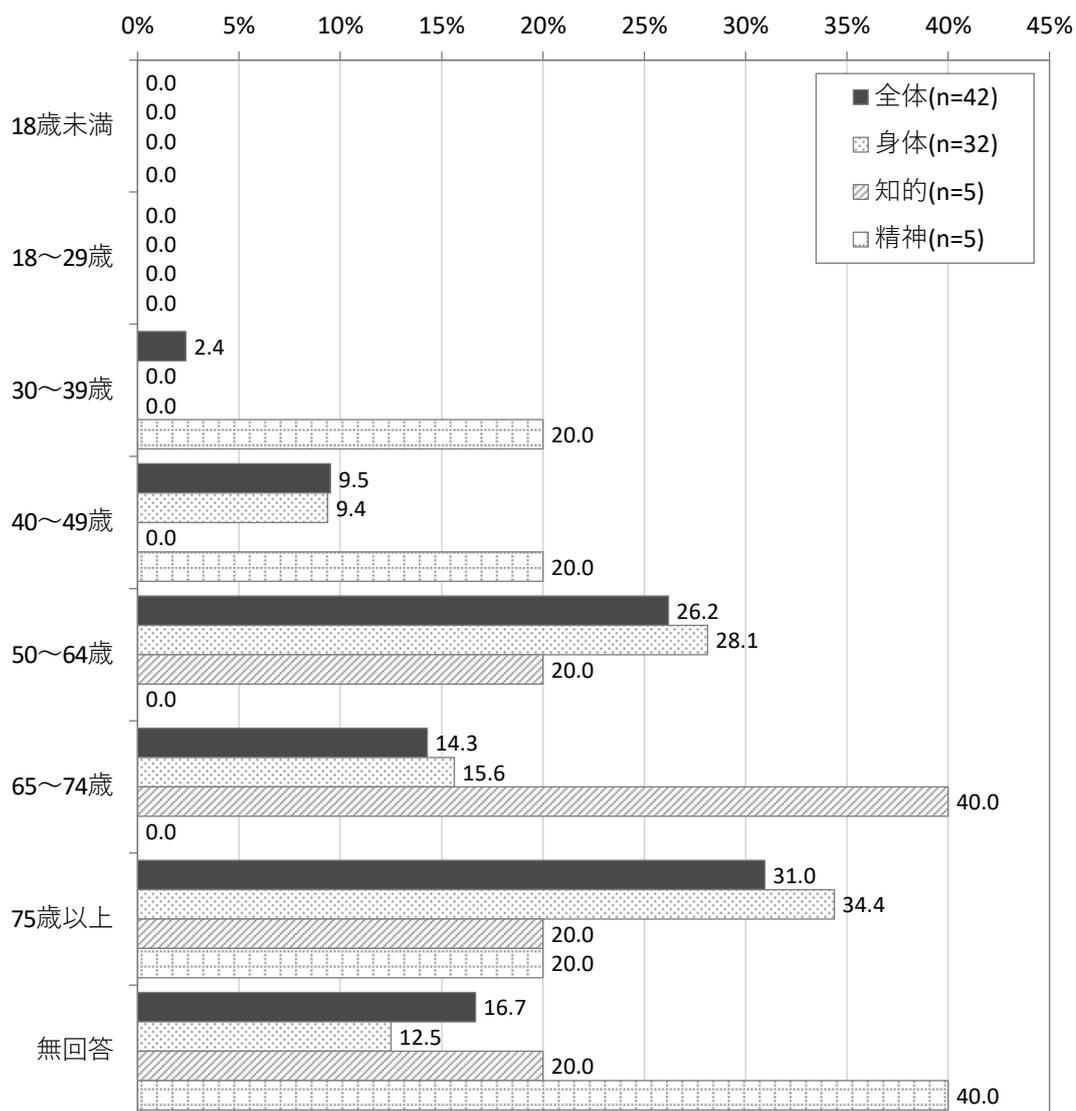
障がい種類別でみると、身体障がいは「配偶者」(25.0%)、知的障がいは「親・祖父母」(55.6%)、精神障がいは「施設の職員・世話人」(33.3%)がそれぞれ最も多くなっています。



### ③主に介護・支援をしている人の年齢(介護や支援を受けている方のみ)

全体でみると、「75歳以上」が31.0%で最も多く、次いで「50～64歳」(26.2%)、「65～74歳」(14.3%)が続いています。

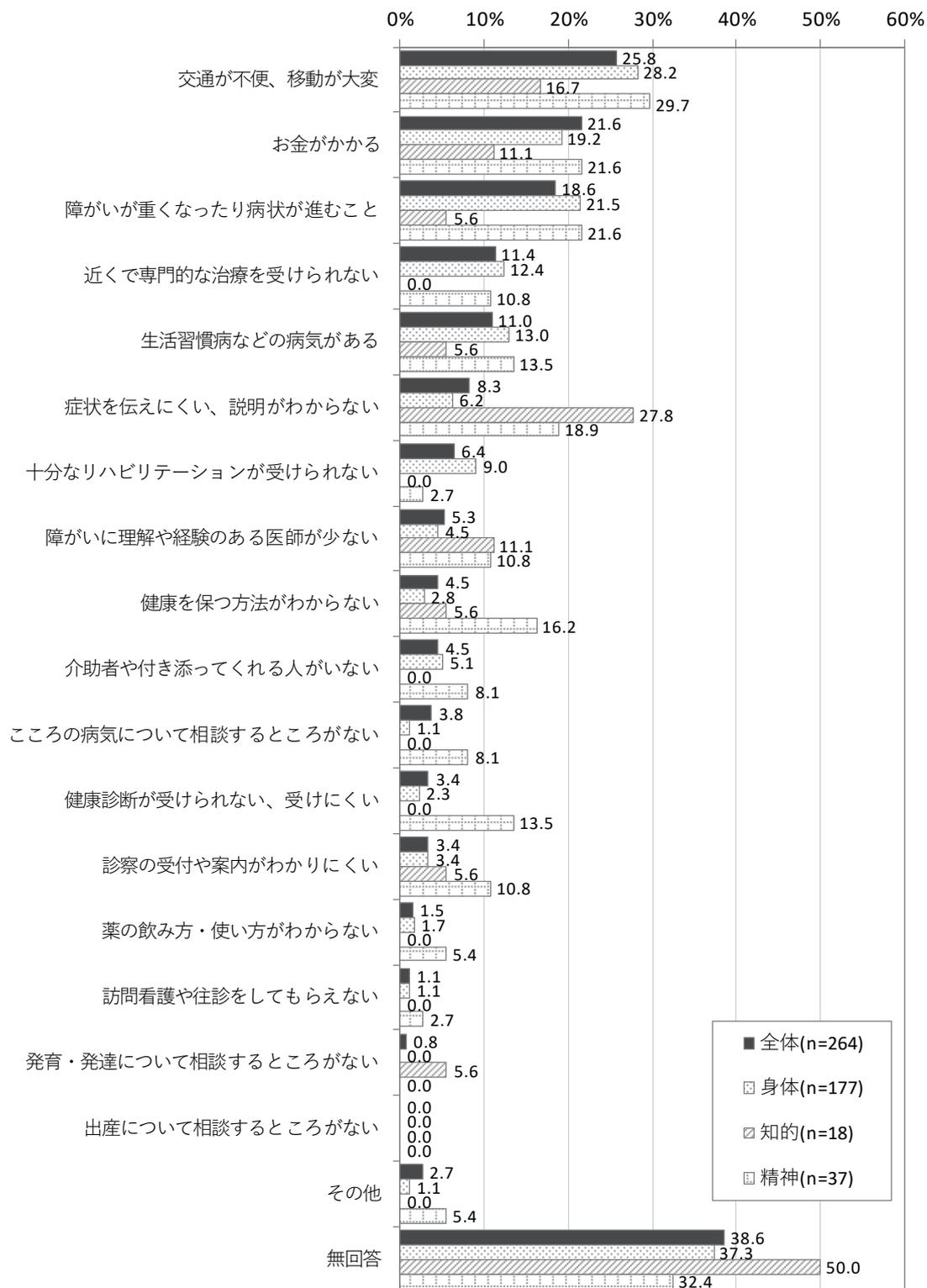
障がい種類別でみると、身体障がいは「75歳以上」(34.4%)、知的障がいは「65～74歳」(40.0%)、精神障がいは「30～39歳」「40～49歳」「75歳以上」(それぞれ20.0%)が最も多くなっています。



#### ④保健・医療面で困っていること

全体でみると、「交通が不便、移動が大変」(25.8%)、「お金がかかる」(21.6%)、「障がいが重くなったり病状が進むこと」(18.6%)が多くなっています。

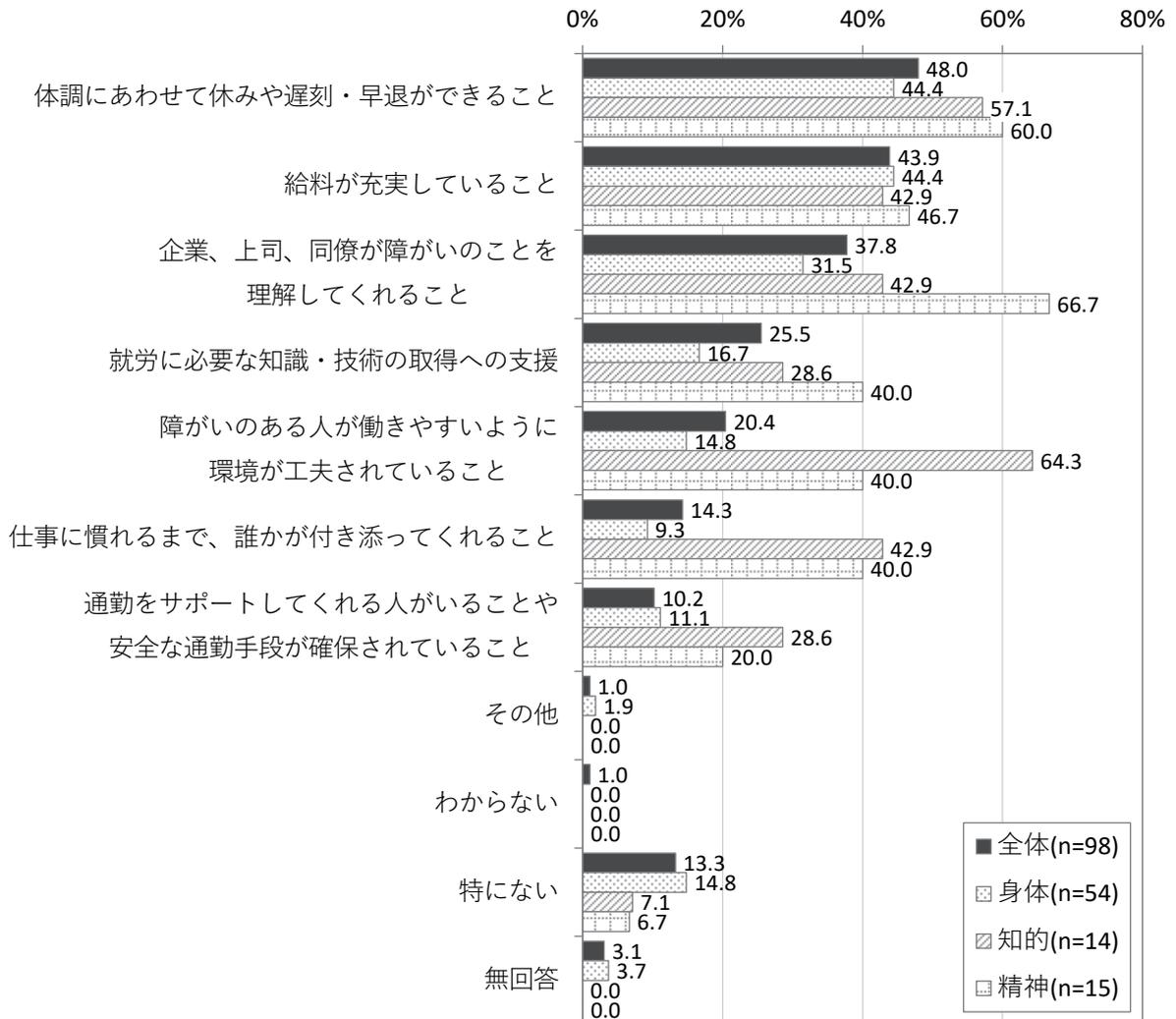
障がい種類別でみると、身体障がい及び精神障がいは「交通が不便、移動が大変」(約30%)、知的障がいは「症状を伝えにくい、説明がわからない」(27.8%)がそれぞれ最も多くなっています。



### ⑤障がい者が働くために必要なこと(現在働いている方のみ)

全体でみると、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」(48.0%)、「給料が充実していること」(43.9%)、「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」(37.8%)が多くなっています。

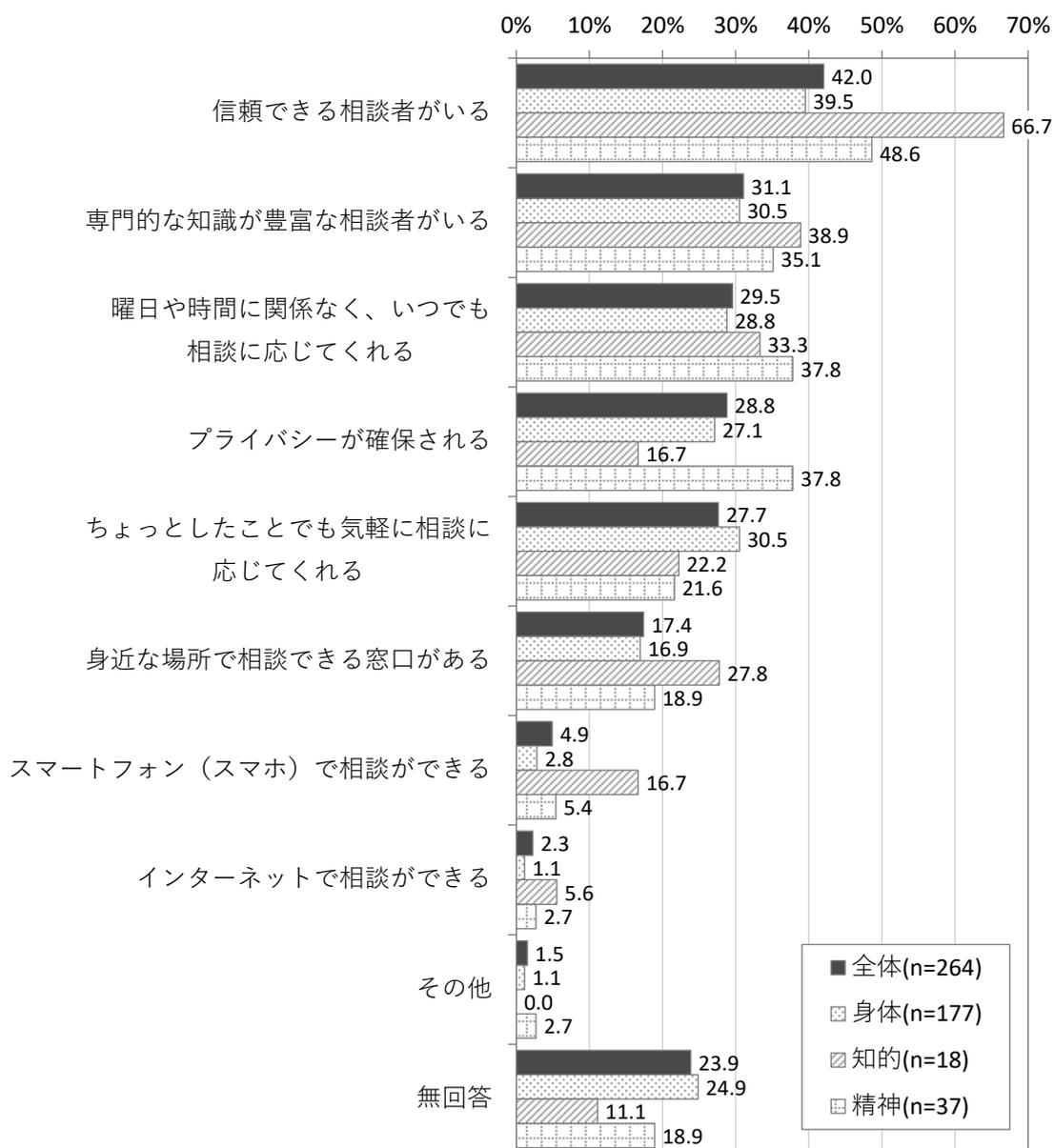
障がい種類別でみると、身体障がいは「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」「給料が充実していること」(ともに44.4%)、知的障がいは「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」(64.3%)、精神障がいは「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」(66.7%)がそれぞれ最も多くなっています。



## ⑥相談しやすい環境

全体でみると、「信頼できる相談者がいる」（42.0%）、「専門的な知識が豊富な相談者がいる」（31.1%）、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」（29.5%）が多くなっています。

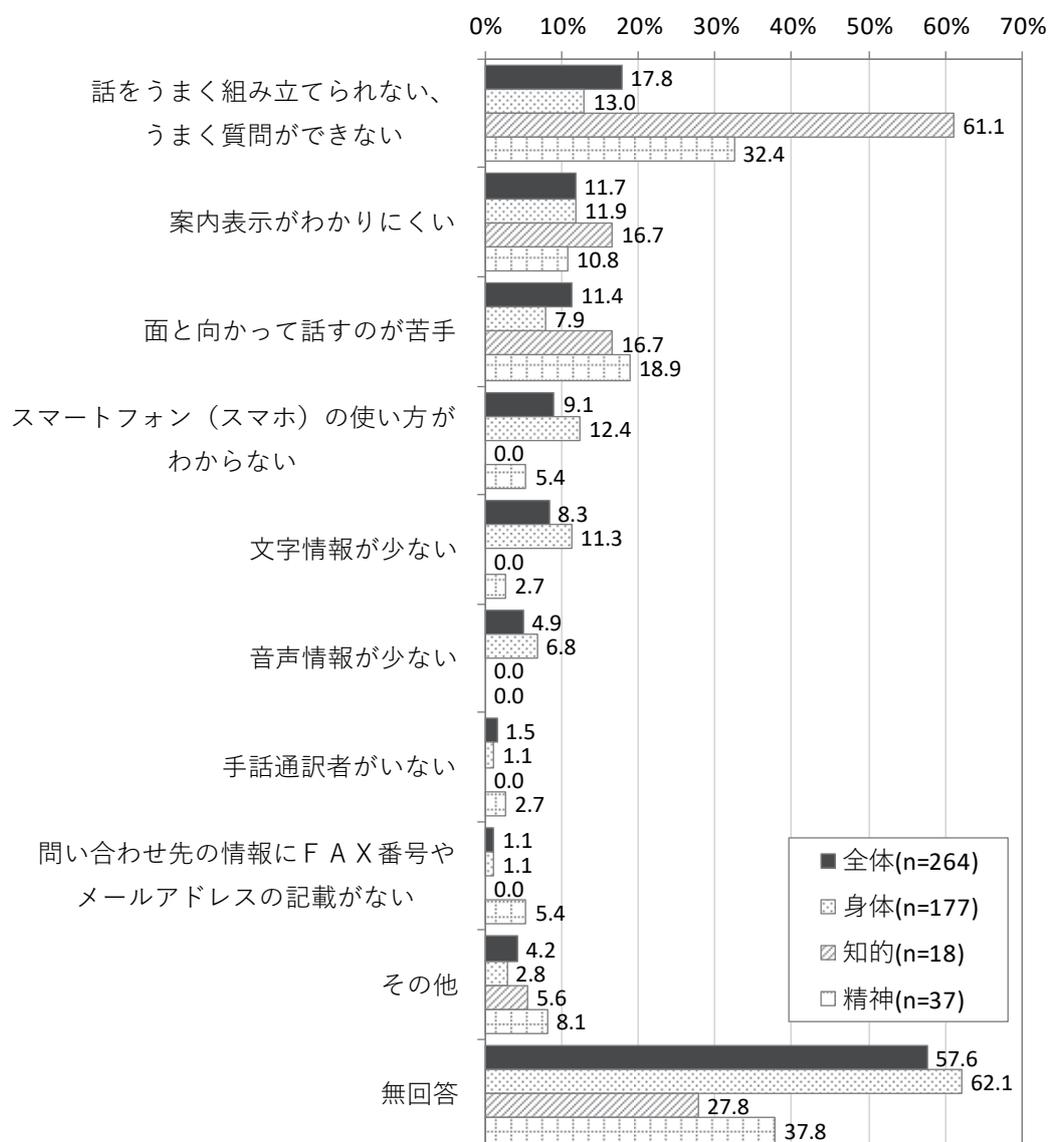
障がい種類別でみると、いずれの障がいも「信頼できる相談者がいる」が最も多くなっています。



## ⑦コミュニケーション等をとるうえで困ること

全体で見ると、「話をうまく組み立てられない、うまく質問ができない」（17.8%）が最も多くなっています。

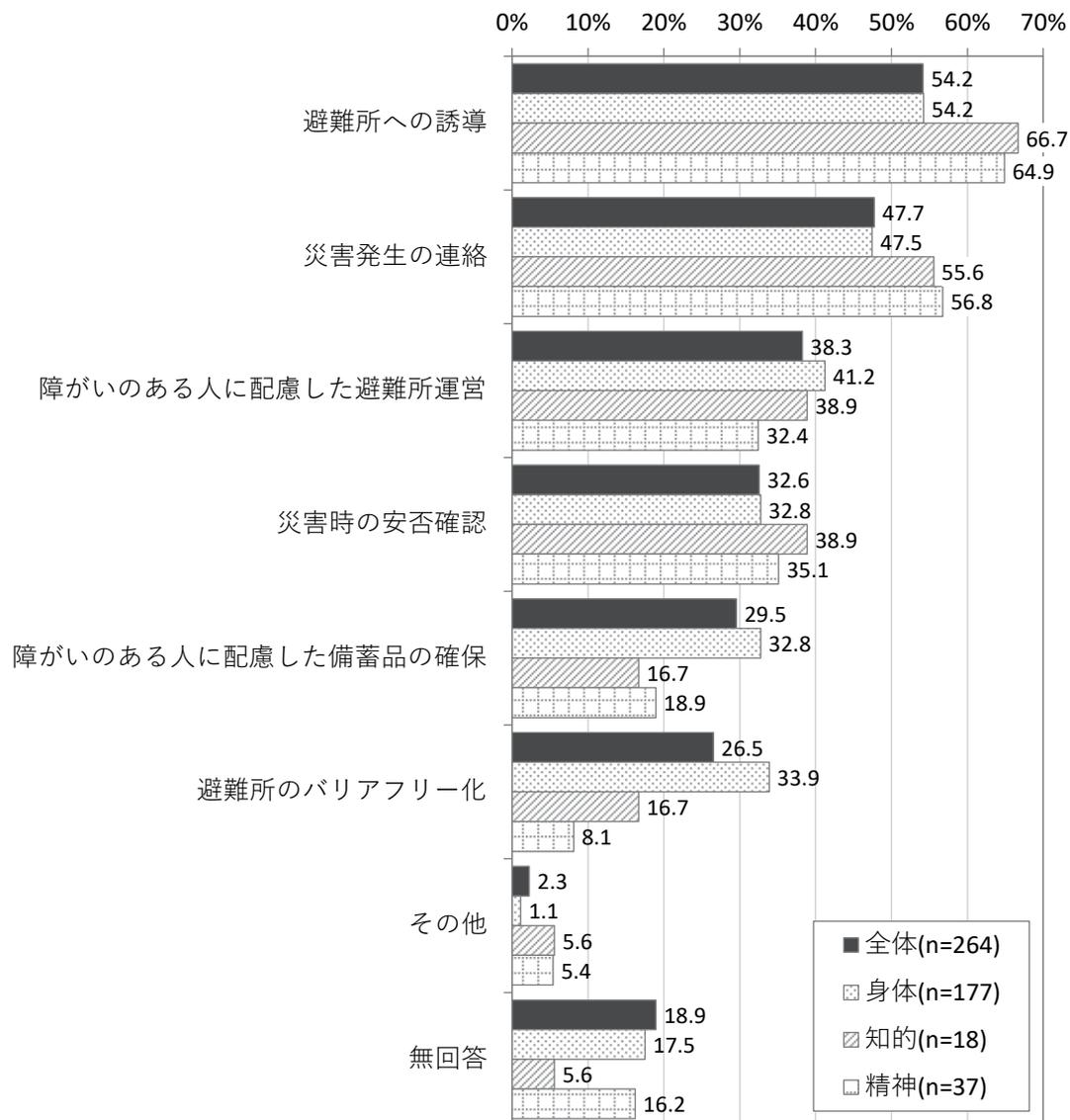
障がい種類別で見ると、身体障がいは「話をうまく組み立てられない、うまく質問ができない」「スマートフォン（スマホ）の使い方がわからない」「案内表示がわかりにくい」「文字情報が少ない」（それぞれ約13%）が多くなっています。知的障がいは「話をうまく組み立てられない、うまく質問ができない」が61.1%を占め最も多く、精神障がいは「話をうまく組み立てられない、うまく質問ができない」（32.4%）のほか、「面と向かって話すのが苦手」（18.9%）も多くなっています。



## ⑧災害時に必要な支援

全体で見ると、「避難所への誘導」(54.2%)、「災害発生の連絡」(47.7%)、「障がいのある人に配慮した避難所運営」(38.3%)が多くなっています。

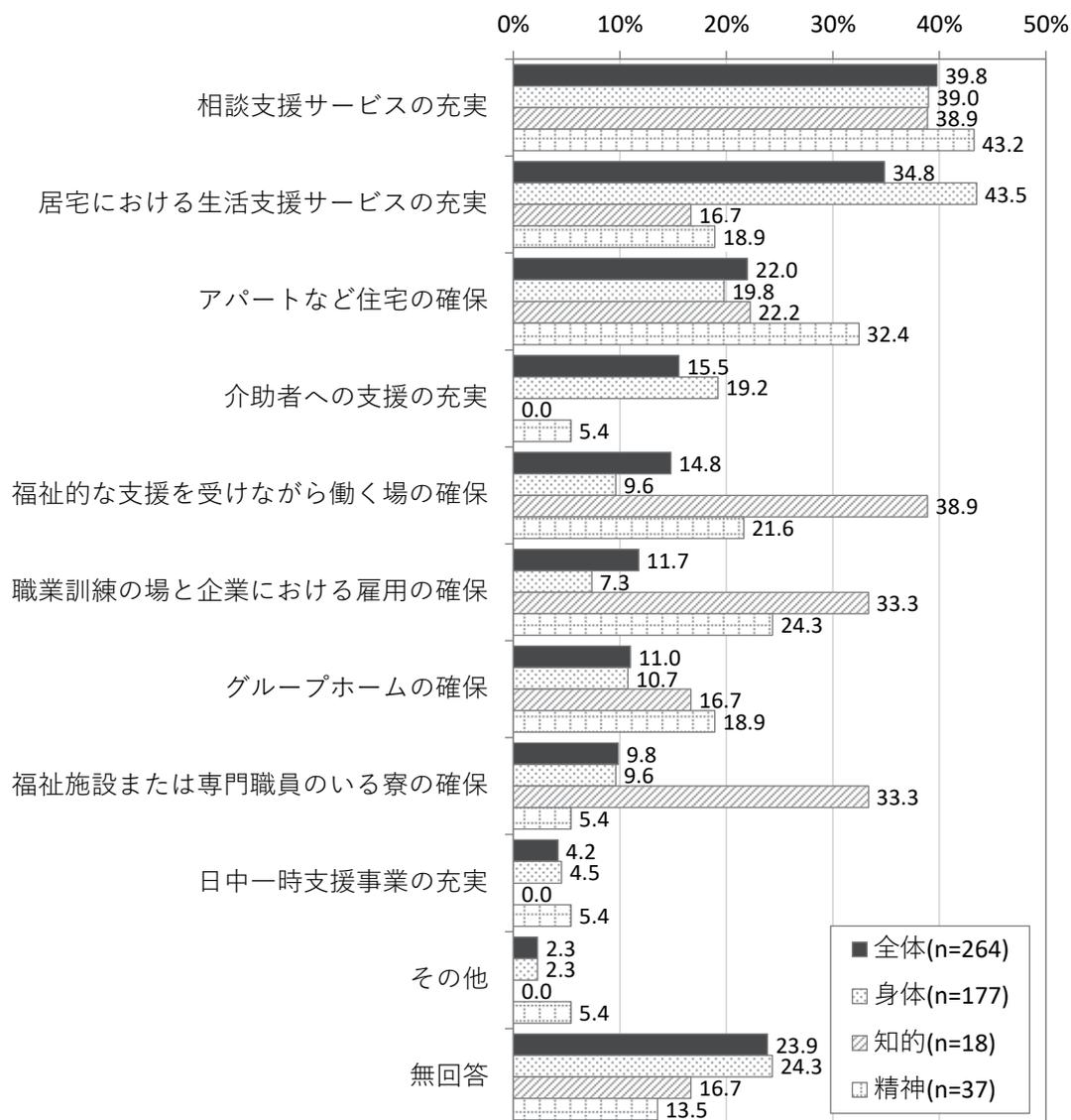
障がい種類別で見ると、いずれも「避難所への誘導」が最も多く、次いで「災害発生の連絡」が続いています。



## ⑨在宅で生活するために必要なこと

全体でみると、「相談支援サービスの充実」(39.8%)、「居宅における生活支援サービスの充実」(34.8%)が多くなっています。

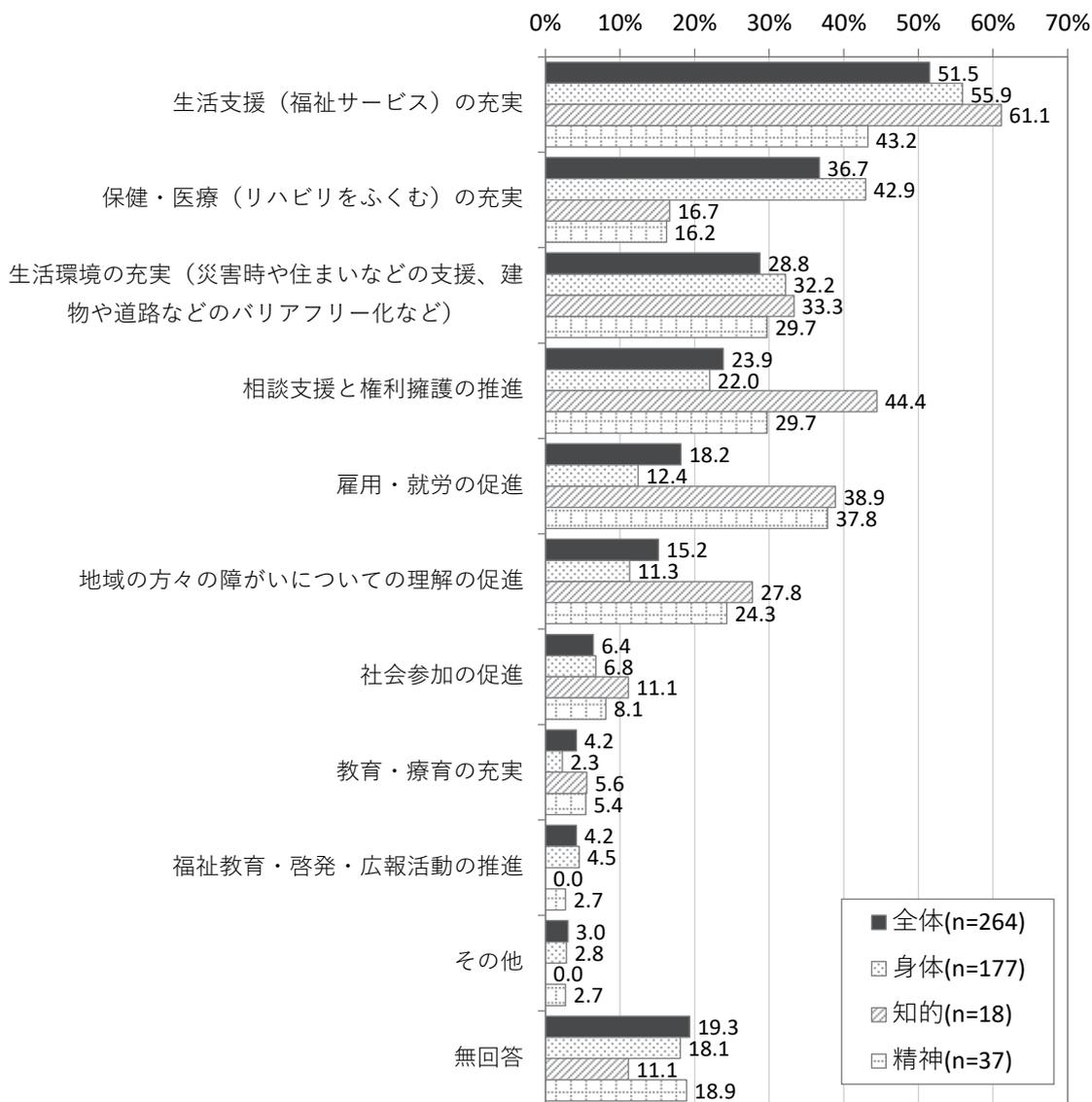
障がい種類別でみると、身体障がいは「居宅における生活支援サービスの充実」(43.5%)、知的障がいは「相談支援サービスの充実」「福祉的な支援を受けながら働く場の確保」(ともに38.9%)、精神障がいは「相談支援サービスの充実」(43.2%)がそれぞれ最も多くなっています。



## ⑩暮らしやすい町になるために力を入れてほしいこと

全体でみると、「生活支援（福祉サービス）の充実」（51.5%）、「保健・医療（リハビリをふくむ）の充実」（36.7%）が多くなっています。

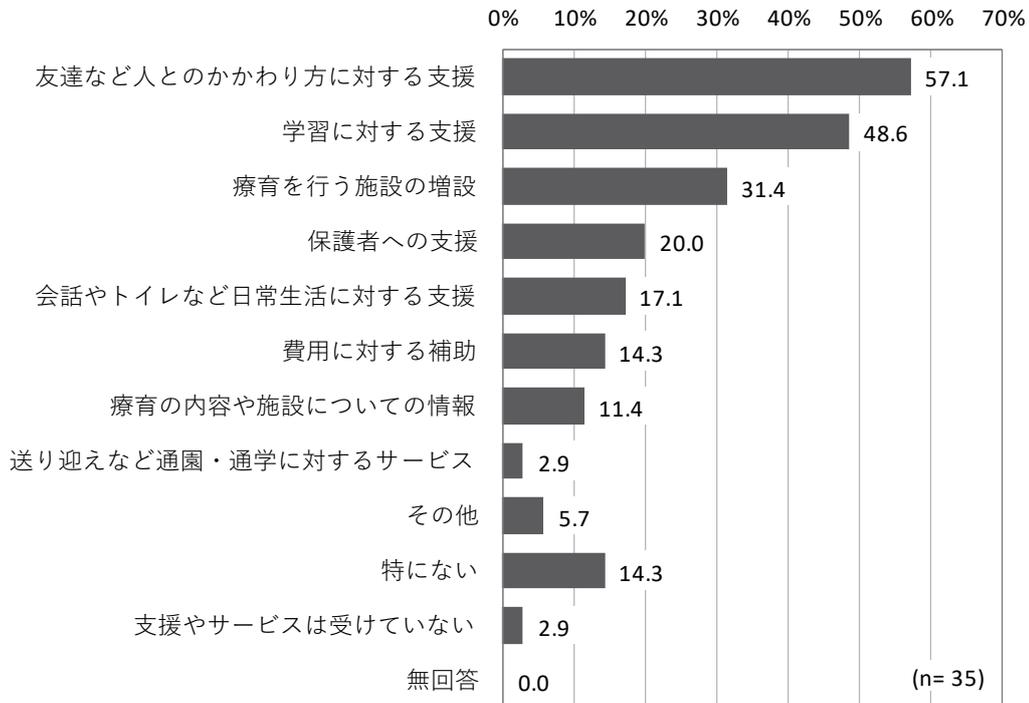
障がい種類別でみると、いずれも「生活支援（福祉サービス）の充実」が最も多く、次いで身体障がいは「保健・医療（リハビリをふくむ）の充実」（42.9%）、知的障がいは「相談支援と権利擁護の推進」（44.4%）、精神障がいは「雇用・就労の促進」（37.8%）が続いています。



## (2)障がい児アンケート調査の結果概要

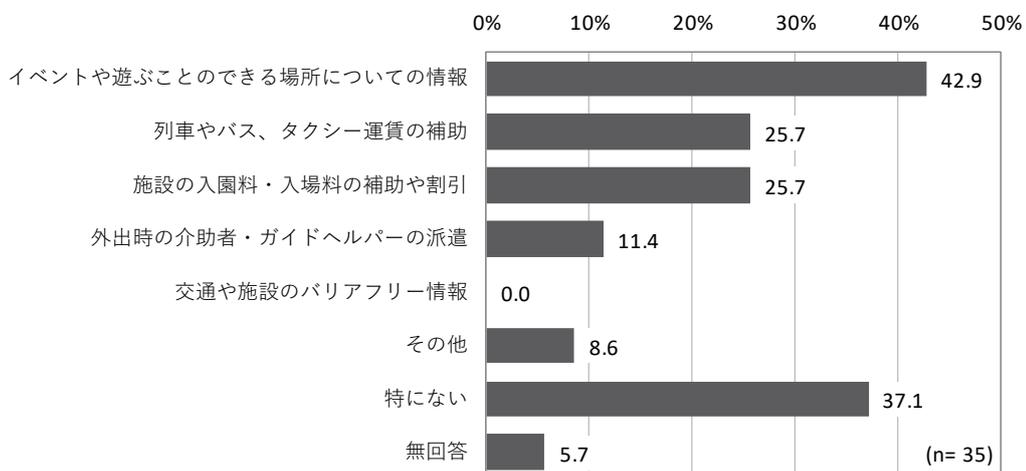
### ①充実させてほしい療育や支援

充実させてほしい療育や支援は、「友達など人とのかかわり方に対する支援」が57.1%で最も多く、次いで「学習に対する支援」（48.6%）、「療育を行う施設の増設」（31.4%）が続いています。



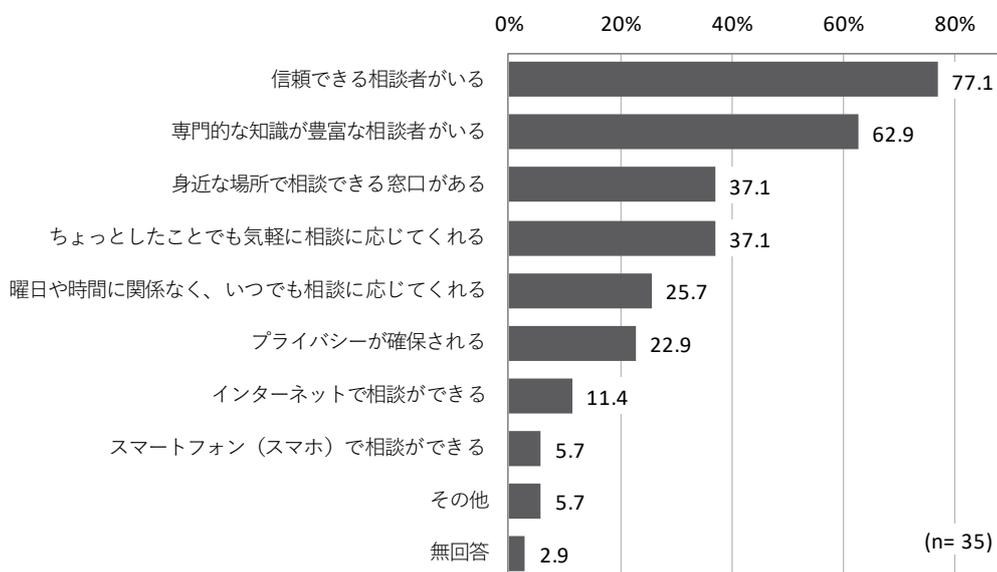
### ②希望する外出時の支援やサービス

希望する外出時の支援やサービスは、「イベントや遊ぶことのできる場所についての情報」が42.9%で最も多く、次いで「列車やバス、タクシー運賃の補助」「施設の入園料・入場料の補助や割引」（ともに25.7%）が続いています。また、「特にない」は37.1%となっています。



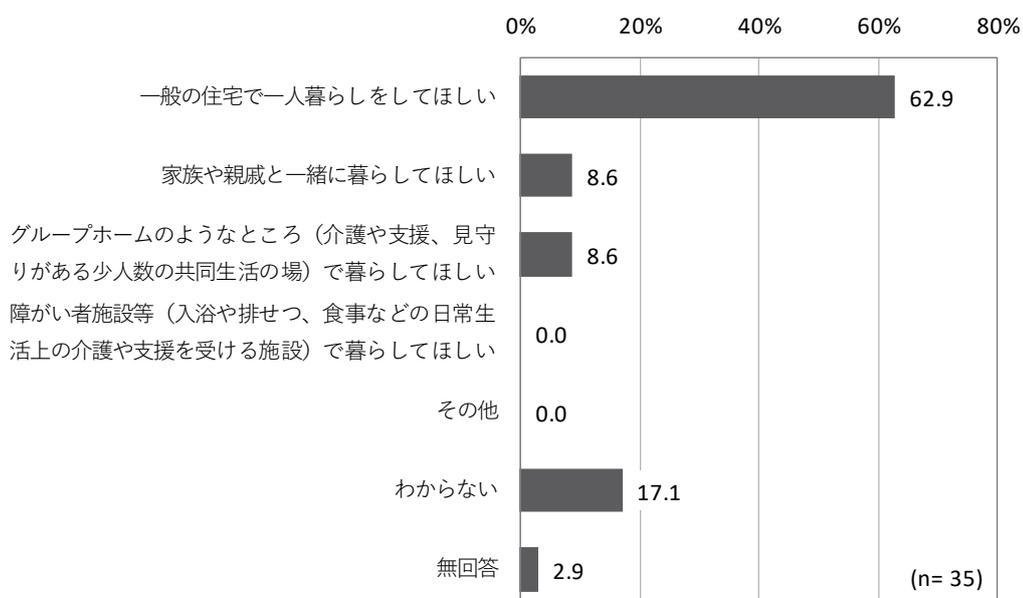
### ③相談しやすい体制をつくるために必要なこと

相談しやすいと思う環境は、「信頼できる相談者がいる」が77.1%で最も多く、次いで「専門的な知識が豊富な相談者がいる」（62.9%）が続いています。



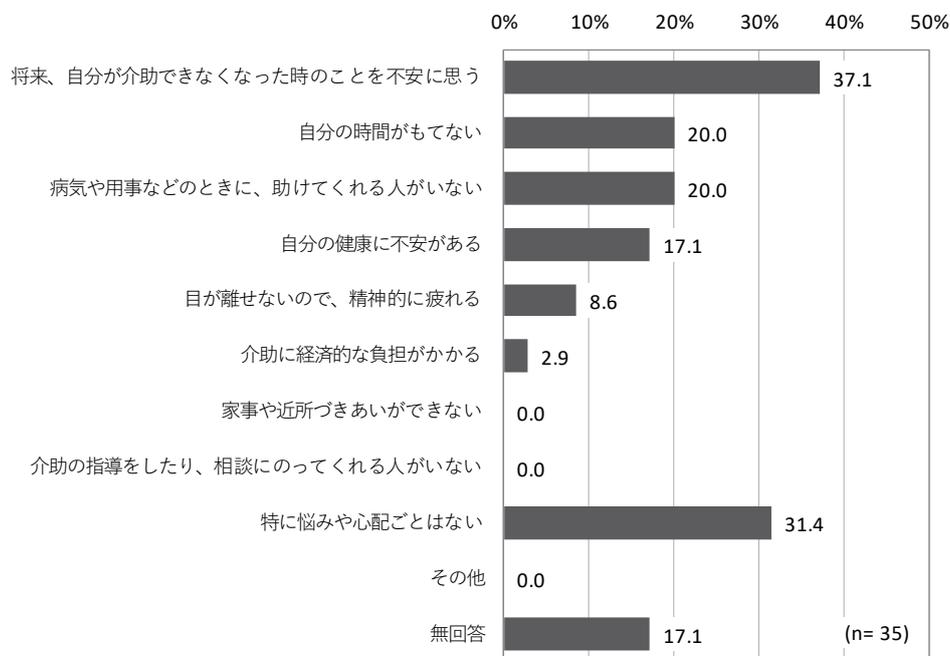
### ④将来、どのように暮らしてほしいか

希望するお子さんの将来の暮らし方は、「一般の住宅で一人暮らしをしてほしい」が62.9%を占め最も多くなっています。



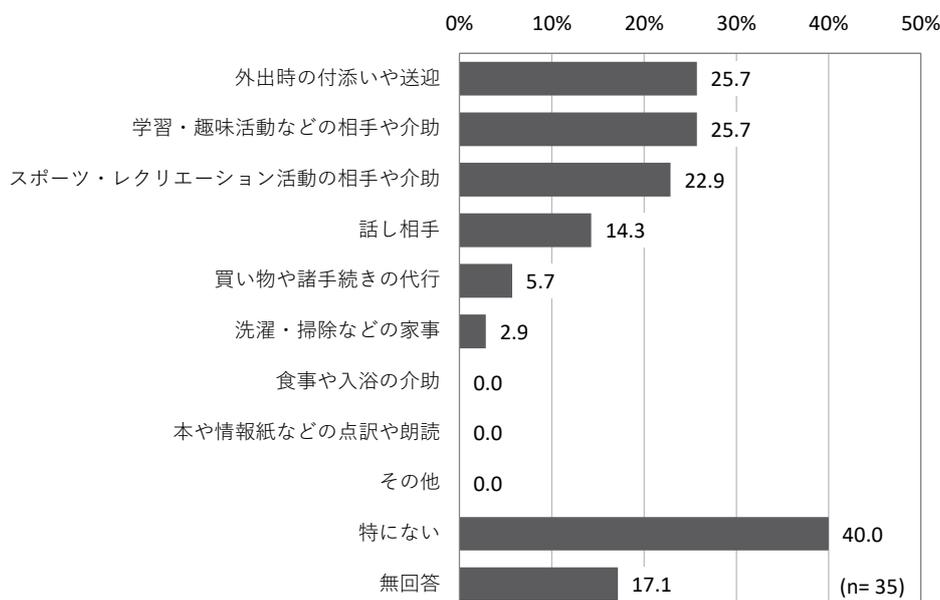
## ⑤ 介助での悩みや心配ごと

介助をしているときの悩みや心配ごとは、「将来、自分が介助できなくなった時のことを不安に思う」が37.1%で最も多く、次いで「自分の時間がもてない」「病気や用事などのときに、助けてくれる人がいない」（ともに20.0%）が続いています。また、「特に悩みや心配ごとはない」は31.4%となっています。



## ⑥ 他の人に代わってもらえると助かる日常の介助

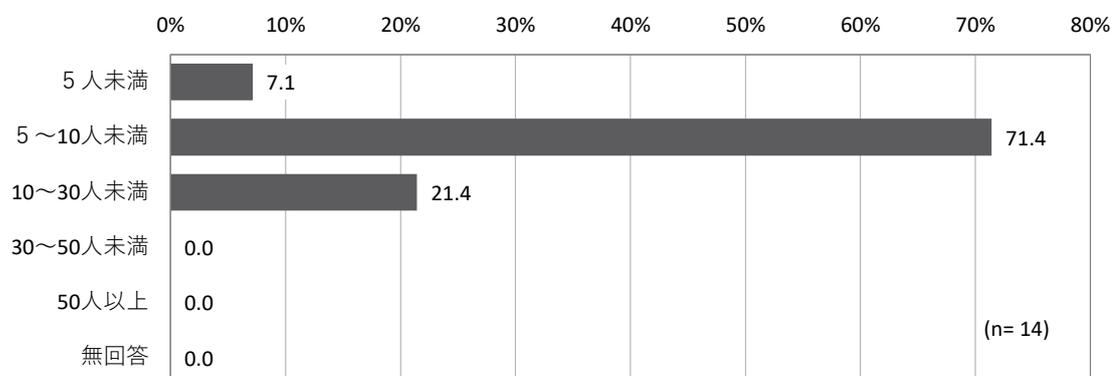
他の人に代わってもらえると助かる日常の介助は、「外出時の付添いや送迎」「学習・趣味活動などの相手や介助」がともに25.7%、「スポーツ・レクリエーション活動の相手や介助」（22.9%）が多くなっています。また、「特にない」は40.0%となっています。



### (3)障害福祉サービス事業所調査の結果概要

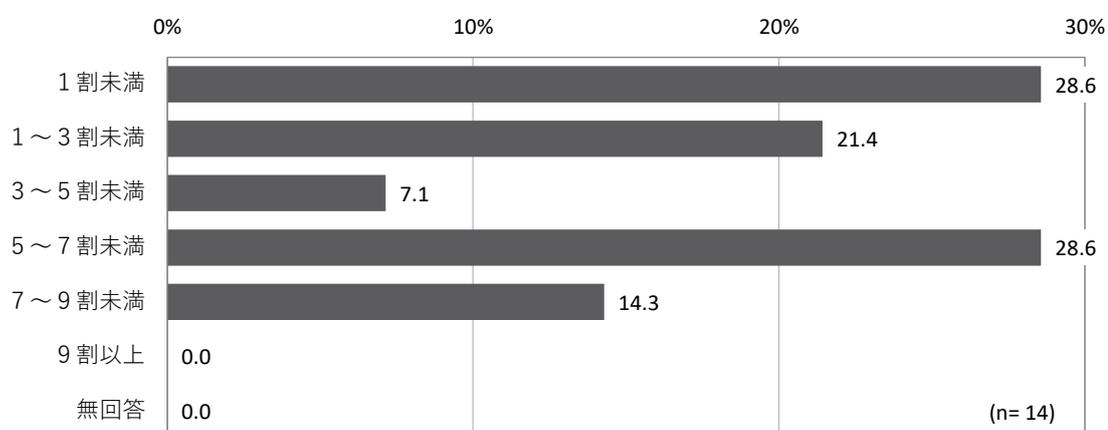
#### ①事業所の従事者数

事業所の従事者数は、「5～10人未満」が71.4%で最も多く、次いで「10～30人未満」(21.4%)、「5人未満」(7.1%)となっています。



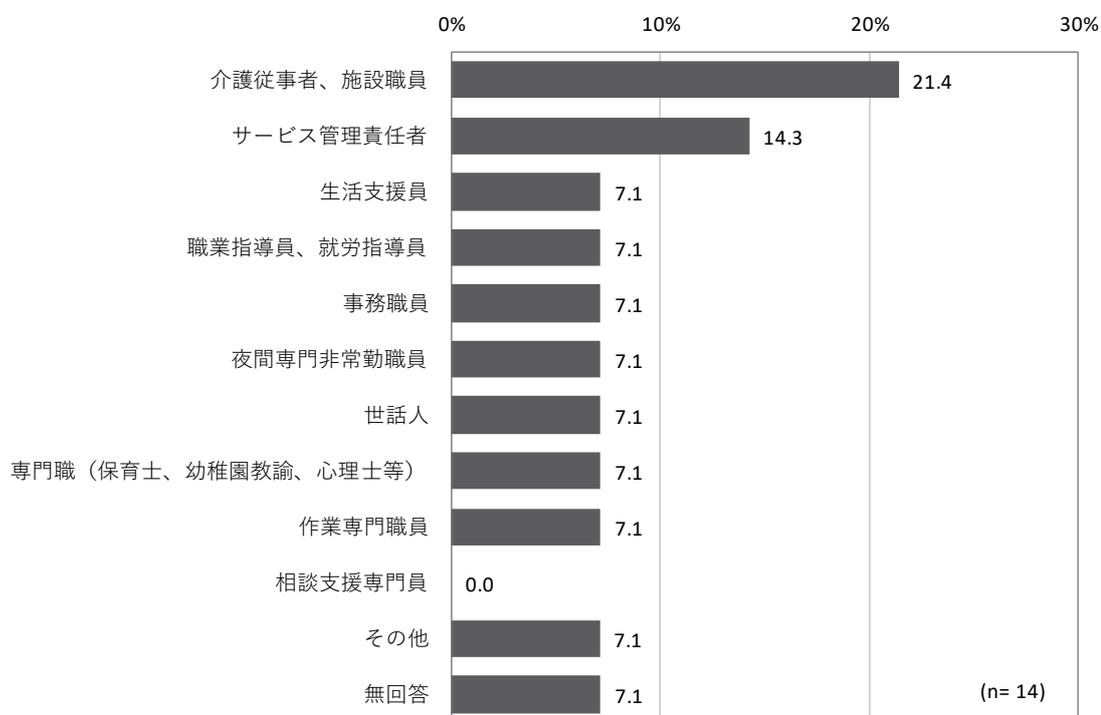
#### ②非正規の従事者割合

非正規の従事者割合は、「1割未満」「5～7割未満」が28.6%で最も多く、次いで「1～3割未満」(21.4%)、「7～9割未満」(14.3%)、「3～5割未満」(7.1%)となっています。



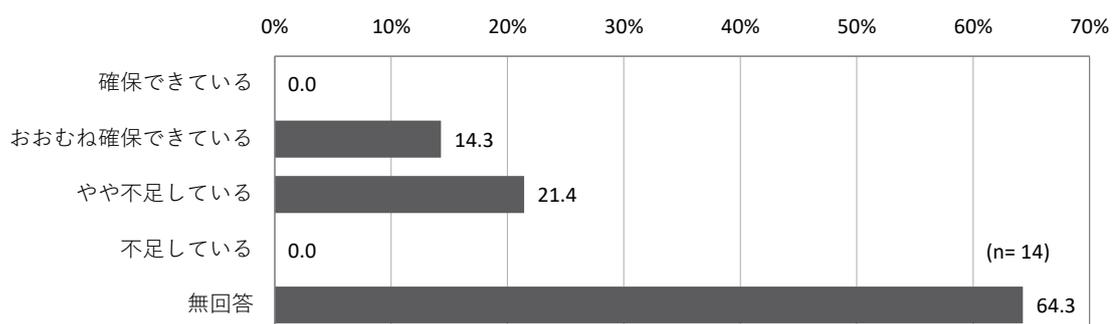
### ③雇用することが困難な職種(最も困難度が高い職種)

雇用することが困難な職種は、「介護従事者、施設職員」が21.4%で最も多く、次いで「サービス管理責任者」が14.3%が続いています。



### ④「介護従事者、施設職員」の確保状況

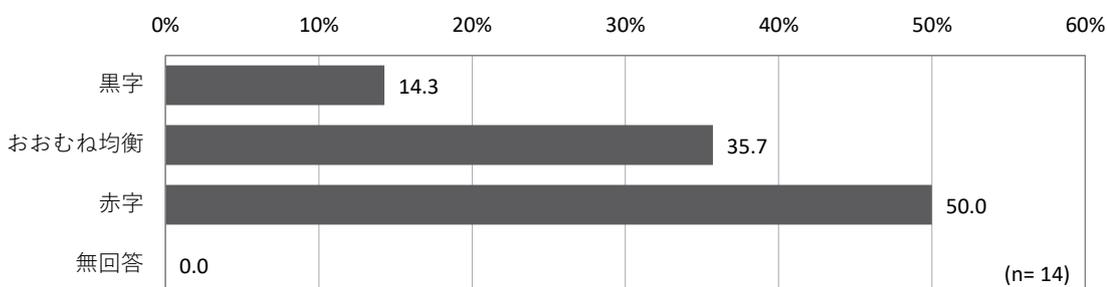
「介護従事者、施設職員」の確保状況は、「やや不足している」が21.4%で最も多く、次いで「おおむね確保できている」(14.3%)が続いています。



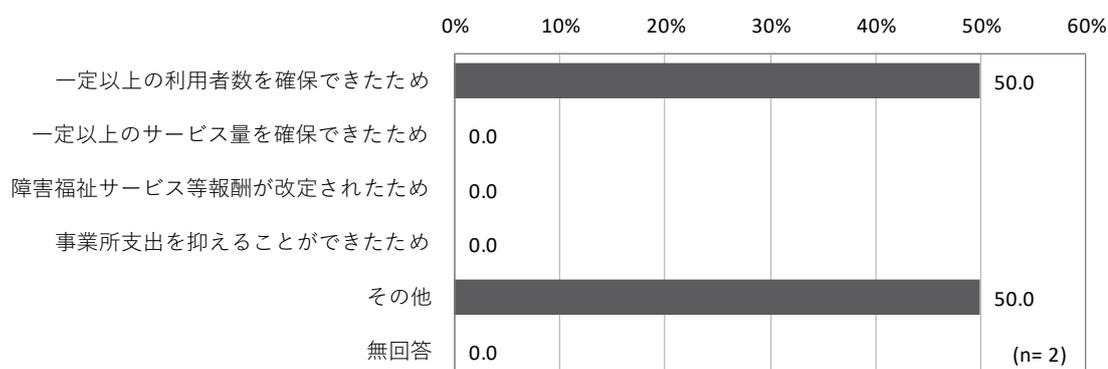
### ⑤令和4年度の経営状況とその理由

令和4年度の経営状況は、「黒字」が14.3%、「おおむね均衡」が35.7%、「赤字」が50.0%となっています。

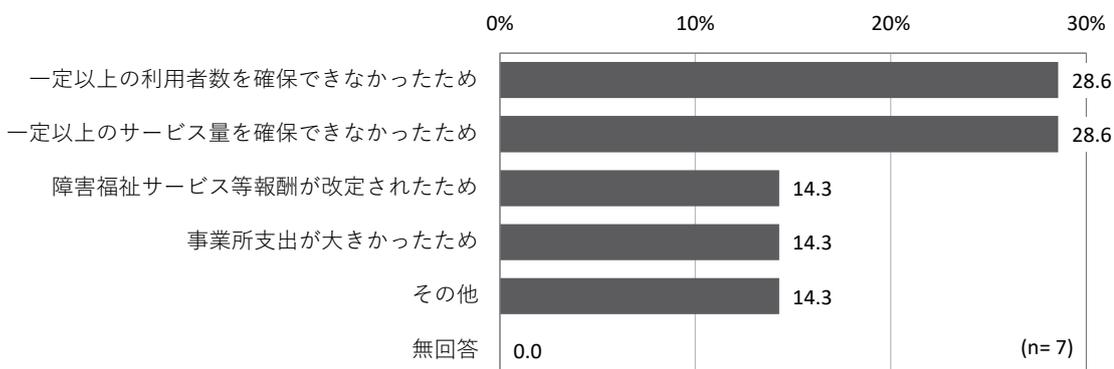
《令和4年度の経営状況》



《黒字になった最も大きい理由》

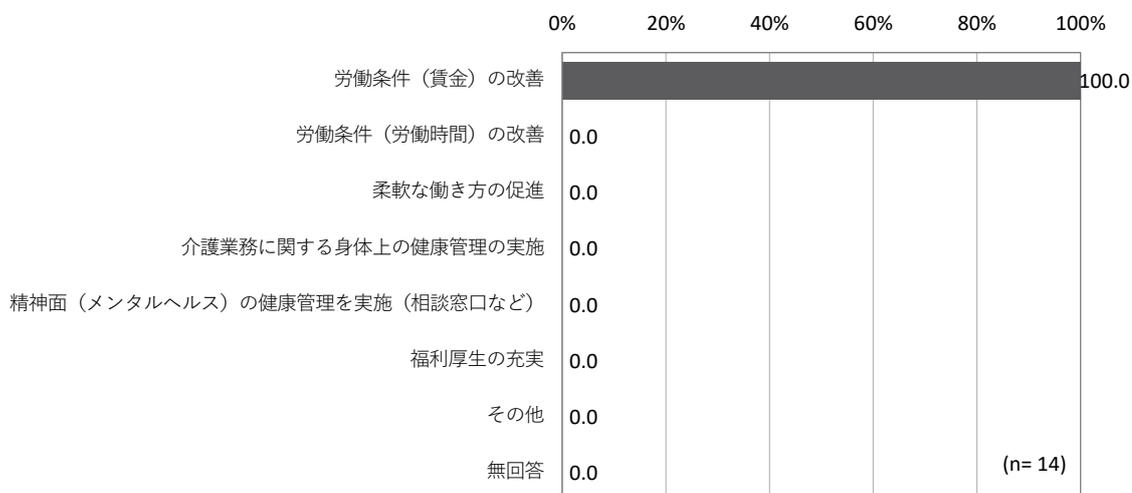


《赤字になった最も大きい理由》



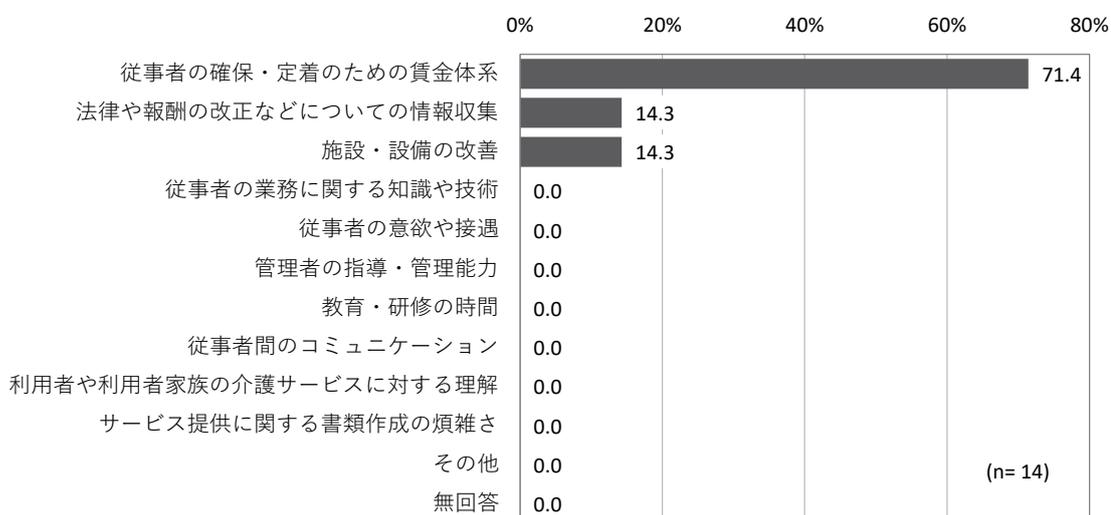
## ⑥労働環境の整備等に向けて最も優先度が高い取組

労働環境の整備等のために必要な取組として最も優先度が高いのは、「労働条件（賃金）の改善」が100%となっています。



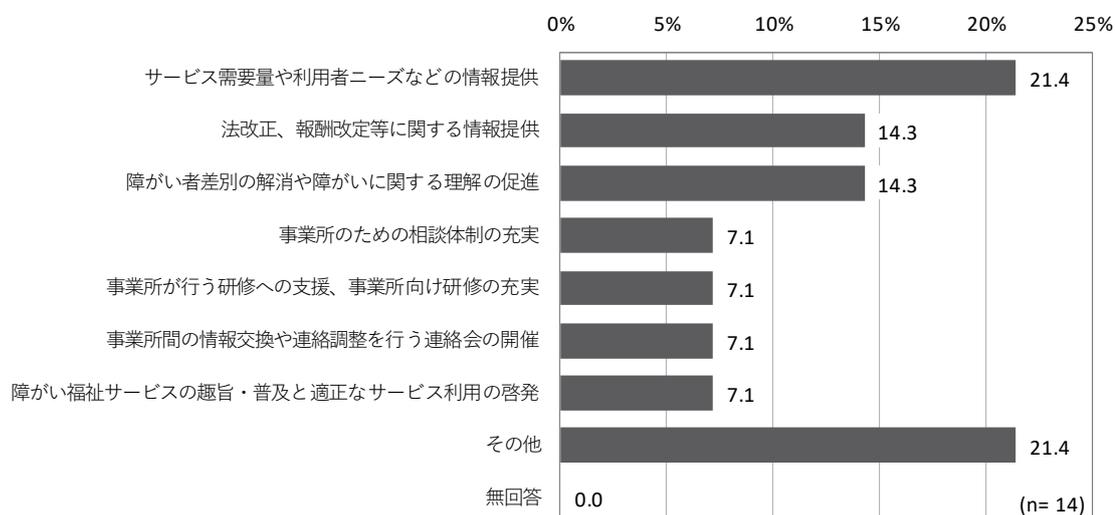
## ⑦事業所を運営していく上で最も大きな課題

事業所を運営していく上で最も大きな課題は、「従事者の確保・定着のための賃金体系」が71.4%で最も多く、次いで「法律や報酬の改正などについての情報収集」「施設・設備の改善」（ともに14.3%）が続いています。



### ⑧ 倶知安町に望むことのうち、最も優先度が高いもの

倶知安町に望むことは、「サービス需要量や利用者ニーズなどの情報提供」「その他」がともに21.4%で最も多く、次いで「法改正、報酬改定等に関する情報提供」「障がい者差別の解消や障がいに関する理解の促進」（ともに14.3%）が続いています。



#### 《その他の内容》（一部抜粋）

- グループホームに適した物件確保に倶知安町として何らかのご支援をいただけるよう望みます。
- 今後も事業を継続していくために、当法人の現状では解決が難しい点をご相談・ご協力いただけると幸いです。
- 利用者の通所交通費全額補助をぜひ行っていただくことを望みます。（羊蹄山ろく他町村で全額支給のところが増えてきています。）
- これから障害福祉サービスは、より一層厳しい状況に向かることが予測されますので、人材確保や財政面での相談やお知恵などのご支援を要望します。
- 環境が整った中で支援ができるように、施設整備をお願いしたいです。
- 広域的な連携として、通院・通所のための移動手段の確保（町村間巡回バス等）

# 第3章 前期計画の実施状況

## 1 令和5年度における数値目標の達成状況

### (1)障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績	備考
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	—	28人	目標設定の基準値
令和5年度までの地域生活移行者数 (B)	2人	0人	(A)のうち6%以上が地域生活に移行することを基本とする
令和5年度までの削減見込 (C)	1人	0人	(A)のうち1.6%以上削減することを基本とする。

### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績	備考
令和5年度末の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置数	1箇所	0箇所	各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

### (3)地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	実績	備考
令和5年度末の地域生活支援拠点等の整備	1箇所	0箇所	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

### (4)障がい福祉施設から一般就労への移行目標

#### ①福祉施設から一般就労への移行者数

項目	目標	実績	備考
令和元年度の一般就労者数 (A)	—	0人	目標設定の基準値
令和5年度の年間一般就労移行者数 (B)	1人	0人	(A)の1.27倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

#### ②就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

項目	目標	実績	備考
令和元年度の一般就労者数 (A)	—	0人	目標設定の基準値
令和5年度の年間一般就労移行者数 (B)	1人	0人	(A)の1.30倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

### ③就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数

項目	目標	実績	備考
令和元年度の一般就労者数（A）	—	0人	目標設定の基準値
令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	0人	0人	（A）の1.26倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

### ④就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数

項目	目標	実績	備考
令和元年度の一般就労者数（A）	—	0人	目標設定の基準値
令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	0人	1人	（A）の1.23倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

## （5）障がい児支援の提供体制の整備等

### ①障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

項目	目標	実績	備考
令和5年度末の児童発達支援センターの設置数	1箇所	1箇所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
令和5年度末の保育所等訪問支援を実施できる事業所数	1箇所	0箇所	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### ②主に重症心身障がい児を支援する体制の整備

項目	計画/実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	計画	0箇所	0箇所	1箇所
	実績	0箇所	0箇所	0箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	計画	0箇所	0箇所	1箇所
	実績	0箇所	0箇所	0箇所

### ③医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項目	計画/実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置有無	計画	未設置	未設置	設置
	実績	未設置	未設置	未設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	計画	0人	0人	1人
	実績	0人	0人	0人

## (6)相談支援体制の充実・強化等

### ①総合的・専門的な相談支援

項目	計画/実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	計画	有	有	有
	実績	有	有	有

### ②地域の相談支援体制の強化

項目	計画/実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	計画	1件	1件	1件
	実績	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	計画	1件	1件	1件
	実績	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	計画	3回	3回	6回
	実績	2回	2回	2回

## (7)障害福祉サービスの質の向上のための取組

項目	計画/実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修への市町村職員の参加人数	計画	1人	1人	1人
	実績	1人	2人	1人

## 2 障害福祉サービス等の提供実績

### (1) 訪問系サービス

#### 【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
居宅介護	ホームヘルパーサービスの支給が必要とされた人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を必要とする人にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### 【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数（人/月）	26	25	16
	利用時間数（時間/月）	80	78	48

※町内事業所の利用実績  
 ※利用時間数は月あたりの合計時間



## (2)日中活動系サービス

### 【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関における機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活上の支援を行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人を対象として、病院を退院若しくは盲・ろう養護学校を卒業した後、地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の向上のためにリハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人を対象として、病院や施設を退院、退所した人、養護学校を卒業した人に対し、地域生活を営む上で必要な社会的リハビリテーションを行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。
就労継続支援A型（雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労継続支援B型（非雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、雇用契約を結ばないで就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療及び常時介護を必要とする障がい者に対し、主に昼間に病院や施設で、機能訓練・療養上の管理・看護・日常生活上の世話等を行います。
短期入所（福祉型）	病院、診療所、介護老人保護施設において、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
短期入所（医療型）	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、対象となる障がい者等に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### 【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	1	1	0
	利用日数（人日/月）	14	5	0
就労移行支援	利用者数（人/月）	6	3	0
	利用日数（人日/月）	60	13	0
就労継続支援B型	利用者数（人/月）	149	150	148
	利用日数（人日/月）	1,995	1,915	2,070

※町内事業所の利用実績（町外の支給決定分を含む）  
※利用日数は月あたりの合計日数の平均値

### (3)居住系サービス

#### 【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている人には、サービス提供も行います。
施設入所支援	常時介護を要する障がい者に対し、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

#### 【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月)	62	63	60
精神障がい者の利用		20	21	20

※町内事業所の利用実績(町外の支給決定分を含む)  
※月あたりの平均利用人数

### (4)相談支援

#### 【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	非常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

#### 【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数(人/月)	68	63	65
地域移行支援		0	1	1
精神障がい者の利用		0	1	1
地域定着支援		0	0	0
精神障がい者の利用		0	0	0

※町内事業所の利用実績(町外の支給決定分を含む)

## (5)地域生活支援事業

### ①必須事業

#### 【サービス概要】

事業名称	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	自らの判断で成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助します。また、法人後見の研修等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（聴覚障がいのある人）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具等を給付し、日常生活の利便を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動について、ヘルパーによる介護支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及・啓発（講演会開催等）、地域交流等を行います。

## 【事業の実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(3) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	4	2	3
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(6) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数(人)	2	2	2
②手話通訳者設置事業	実利用者数(人)	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件数	3	0	0
②自立生活支援用具	件数	2	0	0
③在宅療養等支援用具	件数	0	3	1
④情報・意思疎通支援用具	件数	4	1	1
⑤排泄管理支援用具	件数	390	365	360
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件数	0	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数(人)	0	0	0
(9) 移動支援事業	実利用者数(人)	15	13	16
	利用時間数(時間)	392.5	369.0	450.0
(10) 地域活動支援センター事業				
①自市町村所在分	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数(人)	12	9	12
②他市町村所在分	実施箇所数	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0

## ②任意事業

### 【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。
更生訓練費給付事業	施設に入所又は通所し、社会復帰の訓練を受けている障がい者に対し、更生訓練費を支給します。
ボランティア活動支援事業	精神障がい者に対するボランティア活動を支援します。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。
自動車改造費助成事業	障がい者が、自ら運転し通勤・通学・通院等をするための自動車を改造する費用を助成します。

### 【事業の実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	利用者数（人）	8	8	8
更生訓練費給付事業	給付人数（人）	0	0	0
ボランティア活動支援事業	実施数（回/年）	0	0	0
日中一時支援事業	利用者数（人）	2	2	1
	利用日数（回/年）	73	42	23
自動車改造費助成事業	利用者数（人）	0	0	1

### 3 障がい児支援サービスの提供実績

#### (1) 障害児通所支援

##### 【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がいのある子どもの自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

##### 【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	46	33	35
	利用日数（人日/月）	83	83	78
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	85	86	80
	利用日数（人日/月）	202	192	178

※町内事業所の利用実績（町外の支給決定分を含む）

#### (2) 障害児相談支援

##### 【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

##### 【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数（人/月）	23	20	20

※町内事業所の利用実績（町外の支給決定分を含む）

# 第4章 計画の基本的な方向

## 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念

「第4次倶知安町障がい者計画」では、「ともに生きる自立支援の社会づくり」を基本理念に、「障がいの有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会」及び「障がいのある人が自立できる社会」の実現をめざしています。

本計画においても「第4次倶知安町障がい者計画」の基本理念を共有し、障がい者等の自己決定・自己選択を尊重し、障害福祉サービス等の提供と提供体制の確保や推進を図り、希望する全ての障がい者等が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

## 2 基本的な方向等

本計画の策定にあたっては、国の基本方針、第7期北海道障がい福祉計画、本町におけるこれまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次の基本的理念を掲げるとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、それぞれの計画において数値目標を設定し、計画的な整備に努めます。

### (1) 基本的理念

#### ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ自立した暮らしと社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の充実を図ります。

#### ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等並びに障がいのある子どもとし、必要な障害福祉サービスを身近なところで利用できるよう、町が主体となって提供基盤の充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者等についても障害者総合支援法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。

#### ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の充実に努めます。

#### ④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み、さらに専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が連携して包括的な支援体制の構築を進めます。

#### ⑤障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子ども及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、北海道の適切な支援等を通じて地域支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある子どものライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

## (2)施策方針

---

### ①障害福祉サービスに関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、この計画の方向性を踏まえ、次の点に配慮して計画的な整備を進めます。

#### 1)サービス提供基盤の充実

家庭や日中活動の様々な場面において、障がい者等のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、福祉人材の養成や確保への支援を通じて障害福祉サービスの充実を図ります。

#### 2)障がい者就労の促進(障がい福祉施設から一般就労への移行)

障がいのある全ての人が、障がいの軽重にかかわらず社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

#### 3)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を進めるため、地域での居住の場となるグループホームの充実に努めるとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスやその他の必要な支援を行います。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めます。

## ②相談支援に関する基本的考え方

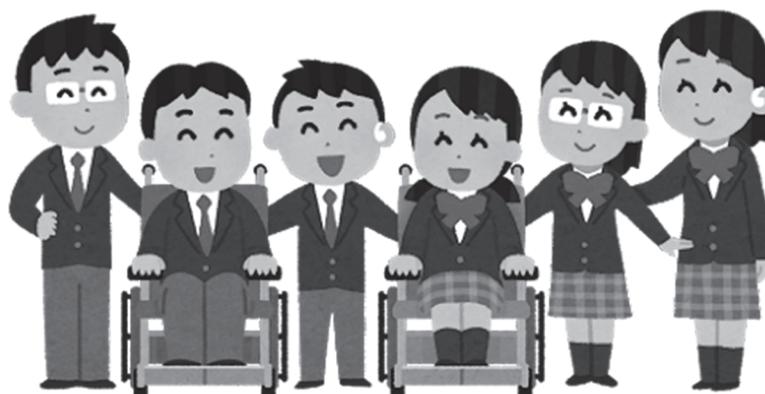
障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「障害者自立支援協議会」において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

## ③障がい児支援の提供体制の確保

障がいのある子どもとその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援サービスの充実を図るとともに、障害児通所支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障害児相談支援サービスの充実を図ります。



### 3 成果目標

障がいのある人の自立支援に向け、地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため令和8年度を目標年度として、それぞれの数値目標を設定します。

#### (1)福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和4年度末の施設入所者数(A)	32人	目標設定の基準値
目標値	令和8年度までの地域生活移行者数(B)	2人	(A)のうち6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
	令和8年度までの削減見込(C)	2人	(A)のうち5%以上削減することを基本とする。

#### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	2回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	10人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	2回

#### (3)地域生活支援拠点等の整備

項 目		数値	国の基本指針
目標値	令和8年度末の地域生活支援拠点等の整備	1箇所※	市町村の設置箇所数 (他市町村との共同設置も含む)
	令和8年度のコーディネーターの配置人数	2人	市町村の配置人数 (他市町村との共同設置も含む)

※広域による面的な整備を含め、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めます。

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

##### ①福祉施設から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和3年度の一般就労者数(A)	0人	目標設定の基準値
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数(B)	1人	(A)の1.28倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

## ②就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和3年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数（B）	1人	（A）の1.31倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

## ③就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和3年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数（B）	1人	（A）の1.29倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

## ④就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和3年度の一般就労者数（A）	1人	目標設定の基準値
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数（B）	2人	（A）の1.28倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

## (5)障がい児支援の提供体制の整備等

### ①障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

項 目		数値	国の基本指針
目標値	令和8年度末の児童発達支援センターの設置数	1箇所	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
	令和8年度末の保育所等訪問支援を実施できる事業所数	1箇所	令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### ②主に重症心身障がい児を支援する体制の整備

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0箇所	0箇所	1箇所
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0箇所	0箇所	1箇所

### ③医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置有無	未設置	未設置	設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

## (6)相談体制の充実・強化等

### ①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	6回

### ②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	3回	5回
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	20	20	25
	協議会の専門部会の設置数	4	4	5
	協議会の専門部会の実施回数	24回	24回	30回

## (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人

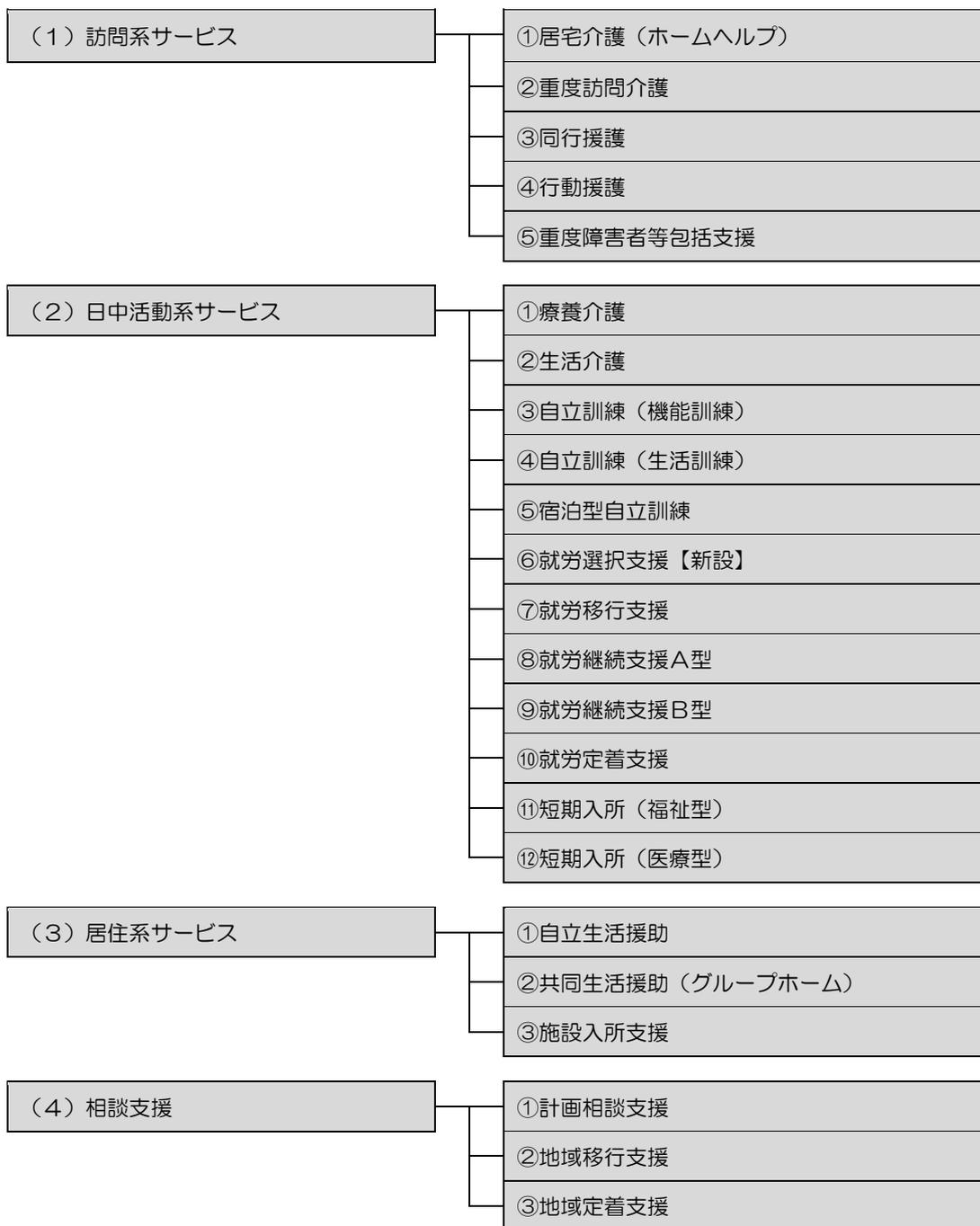
# 第5章 サービスの見込量等

## 1 指定障害福祉サービス・児童福祉法に基づくサービスの体系

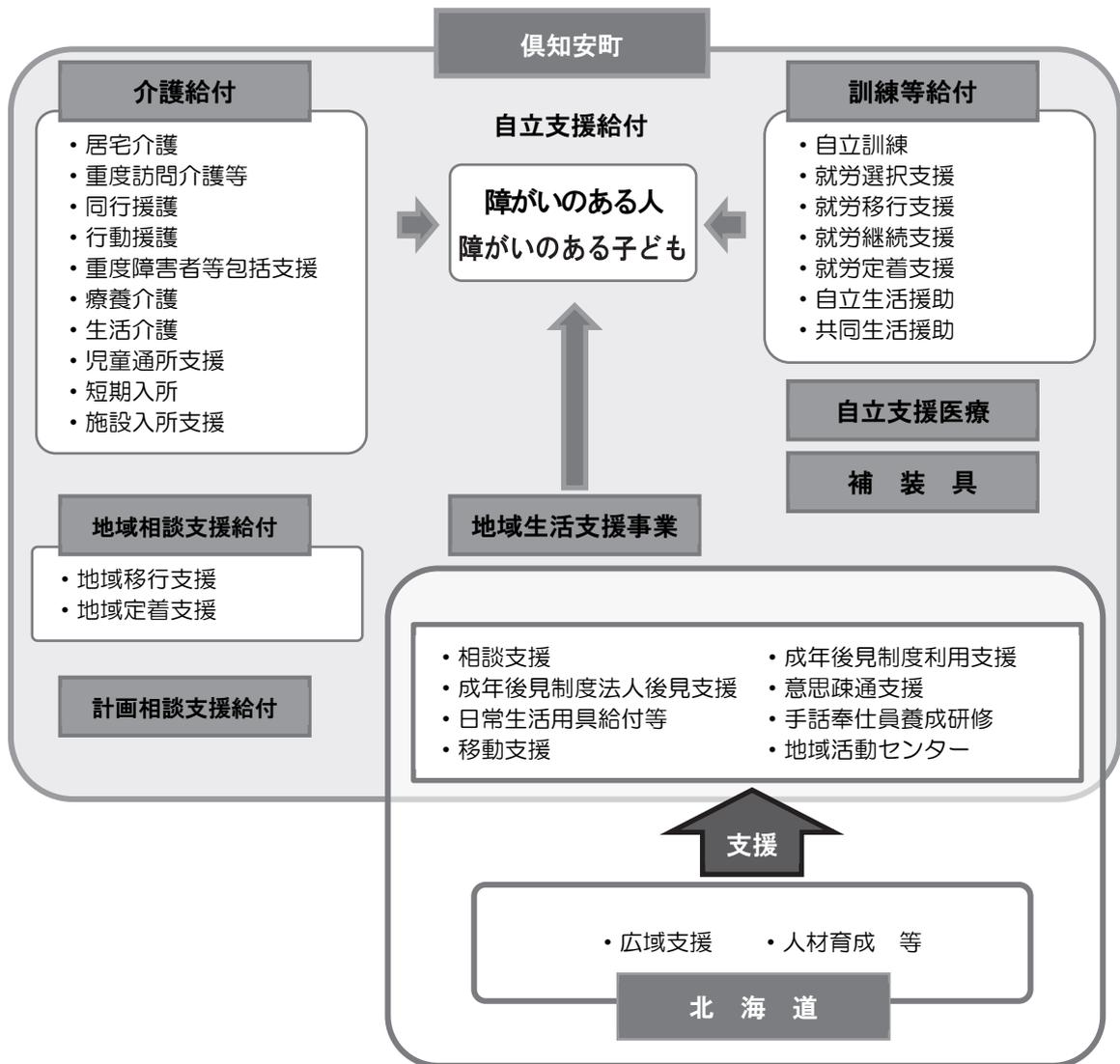
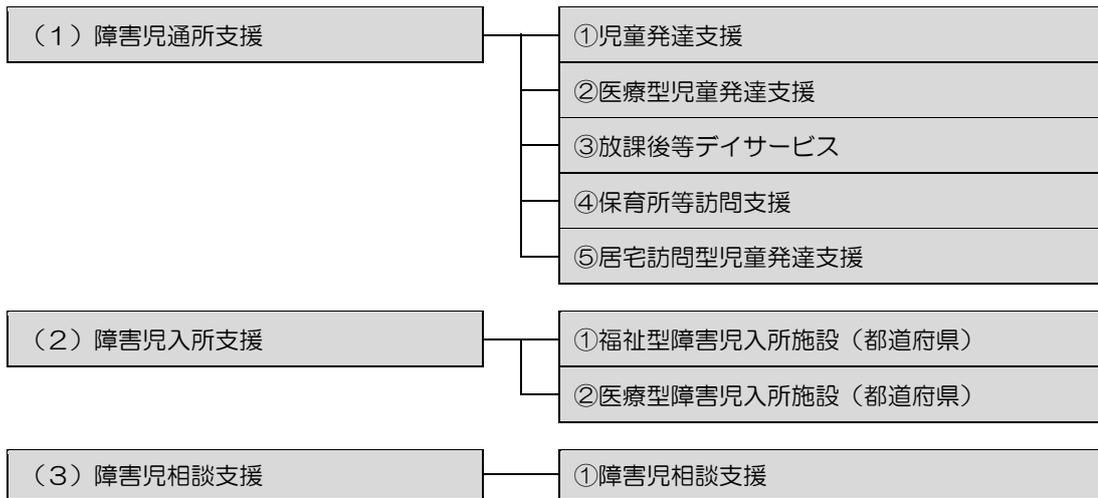
本町では、成果目標の実現に向けて、令和6年度から令和8年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めていきます。

見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

### ■指定障害福祉サービスの体系



■児童福祉法に基づくサービスの体系



## 2 障害福祉サービスの内容と見込量

### (1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間数(時間/月)	69	69	69
	利用者数(人)	26	26	26
重度訪問介護	利用時間数(時間/月)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0
同行援護	利用時間数(時間/月)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0
行動援護	利用時間数(時間/月)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用時間数(時間/月)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0

※利用時間数は月あたりの利用時間合計

### (2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数(人)	0	0	0
生活介護	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
就労移行支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
就労継続支援A型	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
就労継続支援B型	利用者数(人)	141	141	141
	利用量(人日/月)	2,007	2,007	2,007
就労定着支援	利用者数(人)	0	0	0
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
短期入所(医療型)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0

※利用量は月あたりの利用日数合計

### (3)居住系サービス

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）		62	62	62
精神障がい者の利用		21	21	21
施設入所支援		0	0	0

### (4)相談支援

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人）	65	65	65
地域移行支援		1	1	1
精神障がい者の利用		1	1	1
地域定着支援		1	1	1
精神障がい者の利用		1	1	1



### 3 地域生活支援事業

#### (1) 必須事業

事業種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(3) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	4	5	5
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(6) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数(人)	2	2	2
②手話通訳者設置事業	実利用者数(人)	0	0	2
(7) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件数(件)	1	1	1
②自立生活支援用具		1	1	1
③在宅療養等支援用具		2	2	2
④情報・意思疎通支援用具		2	2	2
⑤排泄管理支援用具		350	350	350
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)		0	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数(人)	1	1	1
(9) 移動支援事業	実利用者数(人)	16	16	16
	利用時間数(時間)	450	450	450
(10) 地域活動支援センター事業				
①自市町村所在分	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数(人)	15	15	15
②他市町村所在分	実施箇所数	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0

#### (2) 任意事業

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	利用者数(人)	8	8	8
更生訓練費給付事業	給付人数(人)	0	0	0
ボランティア活動支援事業	実施数(回/年)	0	0	0
日中一時支援事業	利用者数(人)	1	1	1
	利用日数(回/年)	24	24	24
自動車改造費助成事業	利用者数(人)	1	1	1

## 4 児童福祉法に基づくサービスの内容と見込量

### (1) 障害児通所支援

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人）	40	40	40
	利用量（人日/月）	85	85	85
医療型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数（人）	84	84	84
	利用量（人日/月）	179	179	179
保育所等訪問支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0

※利用量は月あたりの利用日数合計

### (2) 障害児相談支援

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数（人）	20	20	20



## 5 サービス提供の考え方

---

### (1) 在宅生活支援サービス

---

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、町内事業所や羊蹄山麓7町村による広域サービス提供体制の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実に努めます。

### (2) 日中活動の場となるサービス

---

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整の下、サービス提供を促進していきます。

### (3) 生活の場となるサービス

---

障がい者等の地域における生活の場を確保していくため、グループホームの充実が図られてきましたが、さらなる充実をめざし、運営法人等と協議・検討していきます。

施設入所支援については、広域的な調整の下、サービス提供を促進していきます。

### (4) 障害児支援サービス

---

障害児通所支援については、サービス利用者への必要な情報提供等に努めるとともに、地域における身近な療育の場としてサービスの充実に努めます。

### (5) 相談支援

---

障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「相談支援」については、羊蹄山麓7町村で連携し委託している指定特定相談支援事業者によるサービス提供を図ります。

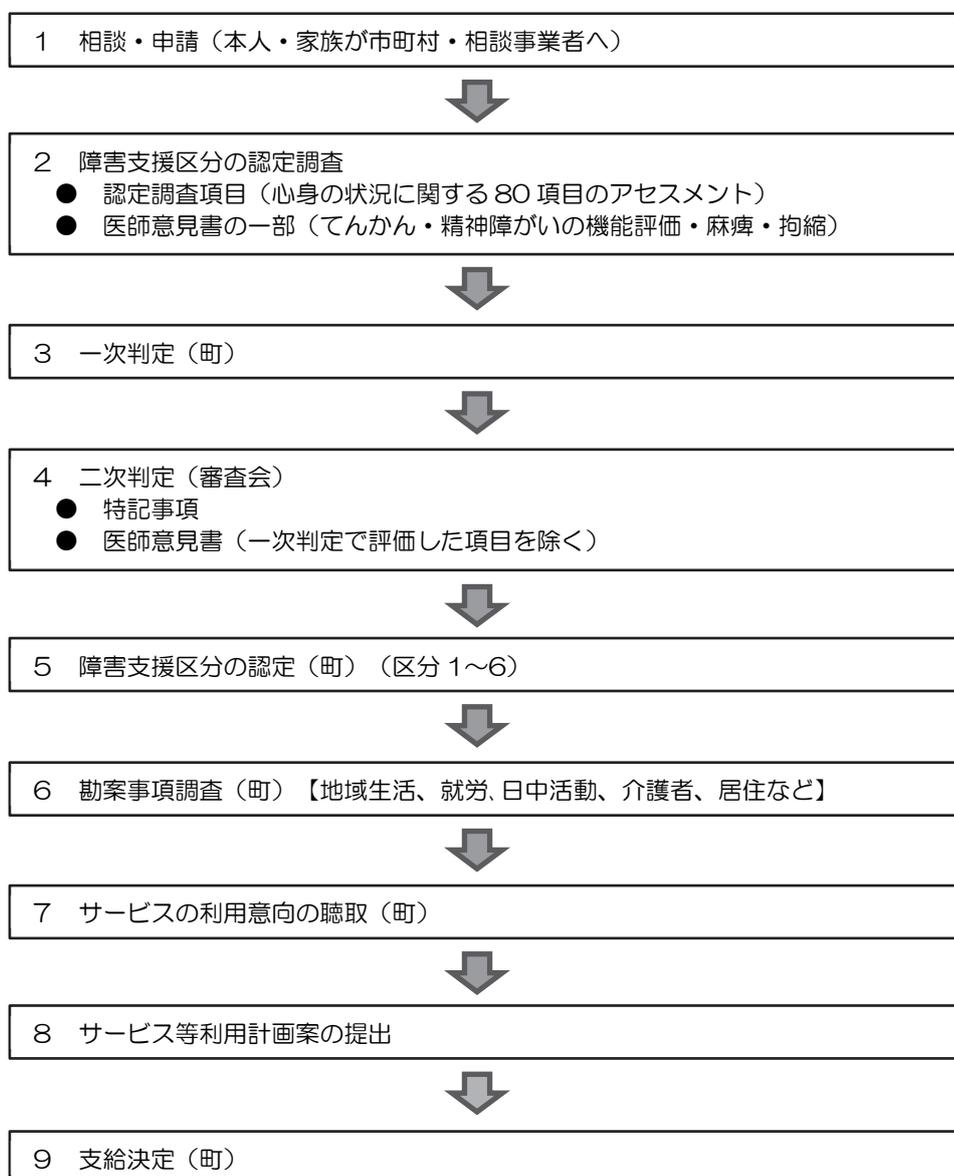
# 第6章 計画の推進に向けて

## 1 適切な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に、町から「障害支援区分の認定」（区分1～6の6段階）を受ける仕組みになっています。

こうした仕組みについて、町内の障がいのある人や家族等への周知に努めるとともに、調査員や審査会委員等の知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障がい者等のニーズに応じた支給決定に努めます。

申請から支給決定までの流れ(介護給付の場合)



## 2 低所得者に配慮した利用者負担の仕組みと軽減措置

---

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。

利用者負担の上限は、利用者の世帯所得に応じて4区分の負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

また、一つの世帯で複数のサービス（例えば障害福祉サービスと介護保険サービス）を利用している場合で、さらに利用負担額を超えた分の利用料が戻ってくる高額障害福祉サービス等給付費の制度があります。

合算の対象となるのは次のサービスです。

- 障害福祉サービス
- 補装具費
- 介護保険サービス
- 障害児支援サービス

こうした制度について、町内の障がい者等や家族等への十分な周知に努めます。

また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができます。自立支援給付との整合性や、近隣市町との均衡を図りながら、低所得者への配慮した運用を図っていきます。

## 3 計画の推進体制

---

この計画の推進にあたっては、障がいや障がいのある人についての理解を深めていくとともに、町民、ボランティア、関係機関、各種団体、民間企業などの協力が不可欠です。広く計画の周知を図り、行政と町民等がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策が展開されることが必要です。

また、この計画を実現するためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、関係課はもとより、関連機関との相互協力が求められます。

さらに、この計画を効果的に推進していくため、事業の計画的実施を図るとともに、今後、計画の進捗状況の評価並びに見直し等について、検討する必要があります。

### (1) 計画の普及・啓発

---

住民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため、町広報紙、町ホームページ等による周知によりこの計画の普及を図るとともに、障がいや障がい者等についての正しい理解を啓発していきます。

### (2) 障がい者の意向・要望の把握

---

適宜、障がい者の意向・要望を最も適切な方法により把握し、障がい者施策を効果的、効率的に推進していきます。

### **(3)関係団体・関係機関の連携**

---

この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、担当課が中心となり、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関等の相互協力の下、計画の推進を図ります。

### **(4)広域連携による計画の推進**

---

現在、羊蹄山麓周辺7町村では広域連携の下に障がい者の施策事業を展開しています。例えば、NPO 法人 MiMaTa が運営する地域活動支援センター「夢の匠」があります。7町村の広域連携の下に倶知安町が主体となって運営支援を行っており、今後、利用者の増加が見込まれます。

また、平成20年度から、相談支援事業について、羊蹄山麓7町村で連携し、より専門性の高い相談を行うため、法人へ事業委託をしています。

今後も、広域連携が可能な障害福祉サービスについては、障がい者の多様で専門性の高いニーズに応えることができるよう、羊蹄山ろく地域自立支援協議会の協議などにより、近隣市町村との連携をさらに充実し計画を推進していきます。

### **(5)広範囲な連携強化**

---

障がい者施策を推進するためには、役場と関係機関・団体、民間企業、町民、ボランティアなどが連携し、それぞれの立場で自主的に地域福祉活動に参加するよう働きかけます。

### **(6)計画の点検・推進体制(PDCAサイクルに沿った見直し)**

---

障害者支援法第88条の2において、「市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。」とされています。

このことから、この計画で定めた成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価（中間評価）を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行うことにより、支援体制整備の推進に努めます。また、中間評価の際には協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表していきます。

【基本指針】

- 障がい福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

1 計画 (Plan)

- 「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他活動方策等を定める。

4 改善 (Action)

- 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を実施する。

2 実行 (Do)

- 計画内容を踏まえ、事業を実施する。

3 評価 (Check)

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- 中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

## 俱知安町障害者施策推進協議会条例

昭和 52 年 10 月 3 日

条例第 11 号

改正 平成 6 年 3 月 28 日条例第 3 号

平成 18 年 9 月 27 日条例第 32 号

平成 25 年 6 月 20 日条例第 23 号

(設置)

第 1 条 障害者（児）に関する施策の総合的推進を図り、もって障害者（児）の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的として、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条第 4 項の規定に基づき、俱知安町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 法第 36 条第 4 項各号に規定する事項について、必要な調査、審議を行うこと。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定により町長が定める障害福祉計画（計画の変更を含む。）について、同条第 9 項の規定による意見の聴取に応じること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者（児）又は障害者（児）の福祉に関する事業に従事する者及び町の職員のうちから町長が任命する。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

(専門委員)

第 7 条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、俱知安町において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月20日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 倶知安町障害者施策推進協議会委員

## (1) 倶知安町障害者施策推進協議会委員名簿

構成区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
関係行政 機関	後志総合振興局保健環境部 保健行政室	係 長	三 好 真紀子	
	岩内公共職業安定所 倶知安分室	主 任	南 沢 篤 史	
学識経験 のある者	倶知安町三師会	会 長	川 端 琢 磨	
	倶知安町民生委員児童委員協議会	会 長	安 達 進	会長
	倶知安町社会福祉協議会	事務局長	初 山 真一郎	
	社会福祉法人 倶知安福祉会	施設長	追 立 司	
障がい者 (児) 又は 福祉関係 事業従事 者	NPO法人 とともに	理事長	小 林 敦 子	
	NPO法人 倶知安町手をつなぐ親の会	会 長	初 山 聡 子	
	社会福祉法人 黒松内つくし園 倶知安地区事業所	施設長	大 迫 拓 哉	
	NPO法人 しりべし地域サポートセンター	代表理事	安 藤 敏 浩	副会長
	NPO法人 MiMaTa 地域活動支援センター夢の匠	施設長	筒 井 陽 子	
	倶知安町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	係 長	大 坪 優 美	
	身体障害者相談員	—	高 橋 賢 次	
町職員	倶知安町こども未来課	課 長	上 木 直 道	
	倶知安町教育委員会学校教育課	課 長	岡 田 寿 江	

## (2) 倶知安町障害者施策推進協議会事務局

所 属	役 職	氏 名	備 考
倶知安町福祉医療課	課 長	黒 田 智	
倶知安町福祉医療課	主 幹	三 浦 正 記	
倶知安町福祉医療課	主 幹	富 永 久 子	
倶知安町福祉医療課	主 幹	榎 野 舞 子	
倶知安町福祉医療課社会福祉係	係 長	菊 地 龍 司	
倶知安町福祉医療課社会福祉係	主 事	佐々木 マリア	
倶知安町福祉医療課社会福祉係	主 事	島 下 明日登	

## 策定経過

年 月 日	会議名等	内 容
令和5年7月12日	令和5年度 第1回 倶知安町障害者施策推進協議会	①計画策定の概要について ②障がい者等の状況について ③障害者総合支援法等の改正について（参考） ④アンケート調査の実施について
令和5年8月8日 ～8月31日	倶知安町障がい者計画等策定に向けたアンケート調査の実施	①障がい者向けアンケート調査 ②障がい児の保護者向けアンケート調査
令和5年10月20日 ～10月31日	倶知安町障がい者計画等策定に向けた障害福祉サービス事業所調査の実施	①障害福祉サービス事業所調査
令和5年12月1日	令和5年度 第2回 倶知安町障害者施策推進協議会	①アンケート調査の実施について ②第4次倶知安町障がい者計画（骨子案）について ③倶知安町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（骨子案）について
令和6年1月18日	令和5年度 第3回 倶知安町障害者施策推進協議会	①第4次倶知安町障がい者計画（素案）について ②倶知安町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について
令和6年1月24日 ～2月7日	パブリックコメント	町民意見の募集
令和6年2月19日	令和5年度 第4回 倶知安町障害者施策推進協議会	①パブリックコメントの実施結果について ②第4次倶知安町障がい者計画について ③倶知安町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

**俱知安町**  
**第7期障がい福祉計画・**  
**第3期障がい児福祉計画**

令和6年3月発行

発行 俱知安町

編集 俱知安町 福祉医療課

〒044-0001 虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地

TEL 0136-55-6115

FAX 0136-21-2143